

藤沢市  
子ども・子育て支援事業計画

---

**【素案】**

平成26年10月

藤沢市





# はじめに

あいさつ文入る

平成27年●月 藤沢市長 ●● ●●





# 目 次

---

---

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 計画の背景.....	1
2. 計画の趣旨.....	2
3. 計画の位置づけ.....	4
4. 計画の期間.....	5
5. 策定体制.....	5
<b>第2章 藤沢市の子ども・子育てを取り巻く状況</b> .....	<b>6</b>
1. 藤沢市の子ども・子育てに関わる概況.....	6
2. 子ども・若者の困難な状況.....	9
3. 教育・保育施設の状況.....	10
4. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査のポイント.....	13
5. 本市の子ども・子育て環境の課題.....	17
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>19</b>
1. 計画の基本的な方向.....	19
2. 計画の体系.....	21
<b>第4章 子ども・子育て支援施策の展開</b> .....	<b>24</b>
基本目標1：子ども・子育てサポート体制の充実.....	24
1. 新制度の全体像.....	25
2. 教育・保育施設の充実.....	28
3. 地域子ども・子育て支援事業.....	34
4. 産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	41
5. 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する神奈川県との連携.....	41
6. 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備施策との連携.....	41
基本目標2：地域における子育ての支援.....	42
1. 子育て支援のネットワークづくり.....	42
2. 子どもの健全育成の推進.....	43
3. 地域における人材養成.....	43
4. 子育て家庭への経済的支援.....	43

基本目標3：親子の健康の確保及び増進 .....	44
1. 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実 .....	44
2. 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 .....	44
3. 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり .....	45
4. 食育の推進 .....	45
5. 小児医療の充実 .....	56
基本目標4：豊かな心を育む教育環境の推進 .....	47
1. 次代の親の育成 .....	47
2. 青少年の健全育成の推進 .....	47
3. 有害環境対策の推進 .....	60
4. 健全育成のための相談指導体制の充実 .....	48
5. 地域社会全体での教育力向上 .....	48
6. 幼児教育の充実 .....	49
基本目標5：安全・安心なまちづくりの推進 .....	50
1. 防犯活動の推進 .....	50
基本目標6：仕事と家庭との両立の推進 .....	51
1. 多様な働き方への支援 .....	51
2. 両立のための体制整備 .....	51
基本目標7：援助が必要な児童への取り組みの推進 .....	70
1. 児童虐待防止対策の推進 .....	52
2. ひとり親家庭等の自立支援の推進 .....	53
3. 障がいをもつ子どもを支援する施策の充実 .....	53
<b>第5章 子ども・若者支援の基本的な考え方 .....</b>	<b>54</b>
1. 青少年育成の基本方針 .....	54
2. 子ども・若者支援の重点的な取り組み .....	55
3. 子ども・若者支援の基本方針 .....	56
4. 子ども・若者支援の取り組みの方向性 .....	80
5. 家庭・地域・行政の役割 .....	58

<b>第6章 子ども・若者支援施策の展開</b> .....	<b>59</b>
基本方針1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援します.....	59
基本目標（1） 青少年の自立と社会参加への支援.....	59
基本目標（2） コミュニティー意識の形成と青少年の活動支援.....	60
基本目標（3） 青少年のボランティア活動への支援.....	61
基本目標（4） 青少年の異世代交流・多文化共生への支援.....	61
基本目標（5） 思春期保健対策の強化と健康教育の推進.....	61
基本目標（6） 若者の職業的自立、就労等支援.....	62
基本方針2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援します.....	62
基本目標（1） ニート、ひきこもり、不登校等の子ども・若者への支援.....	62
基本目標（2） 障がいのある子どもとその家庭への支援.....	62
基本目標（3） 非行防止活動と青少年相談体制への支援.....	63
基本目標（4） 児童虐待防止対策の推進.....	63
基本目標（5） ひとり親家庭等の自立支援.....	63
基本方針3 社会全体で支えるための環境整備をすすめます.....	64
基本目標（1） 多様な主体による取組の推進と地域における多様な担い手の育成.....	64
基本目標（2） 健全な社会環境づくり.....	64
基本目標（3） すべての人による青少年育成と仕組みづくり.....	65
<b>第7章 計画の推進体制</b> .....	<b>66</b>
1. 計画の周知.....	66
2. 関係機関等との連携・協働.....	66
3. 計画の実施状況の点検・評価.....	66
4. 推進体制.....	68



# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画の背景

近年の急速な少子化の進行や核家族化・高齢化の進行など、家族や地域、就労・雇用など子どもや子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、国においては平成 15 年 7 月に平成 26 年度までの時限法である「次世代育成支援対策推進法」が策定され、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策を推進してきました。

平成 19 年 12 月に「こどもと家族を応援する日本」重点戦略を策定し、「“子育て家庭”を社会全体で支援」するという考え方によって子育て支援が実施されてきましたが、その間にも少子化の進行や未婚・晩婚化の進行はとどまりませんでした。

これを受け、「“社会全体”で子ども・子育てを支援」するという考え方に基づき、平成 22 年 1 月には今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンである「子ども・子育てビジョン」を策定し、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月より「子ども・子育て支援新制度」が施行される予定となっています。

一方、経済的豊かさと生活の便利さの進展など子どもたちが成長していく環境条件が変化していく中で、平成元年版「青少年白書」は、青少年の犯罪行為や不良行為に加えて、はじめていじめや登校拒否等の問題を取り上げています。平成 26 年版「子ども・若者白書」によると、若年無業者（15～34 歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）の数は、平成 14 年に大きく増加した後、おおむね横ばいで推移しているものの、少子化の影響により人口に占める割合は増加しており、平成 25 年は 60 万人で、15～34 歳人口に占める割合は長期的にみると緩やかな上昇傾向にあり、平成 25 年は 2.2%となっています。フリーターは 6.8%を占め、若者の社会的・経済的自立をめぐる問題は依然として改善の兆しが見えない状況が続いています。

また、ここ数年、合計特殊出生率は持ち直したとみられるものの、出生数は漸減しており、社会全体でのさらなるワーク・ライフ・バランスの浸透や女性が就労の場で活躍できる取組の促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを推進することが必要な状況を鑑み、次世代育成支援対策推進法を延長・強化するため、法律の有効期限を平成 36 年度末まで 10 年間延長するこ

とや、事業主の特例認定制度の創設などを盛り込んだ次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われました。

次世代育成支援対策推進法の一部改正と同時に、母子寡婦法（母子及び寡婦福祉法）、児童扶養手当法の一部改正が行われ、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実を図ることになります。

## 2. 計画の趣旨

---

「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村に、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。この「子ども・子育て支援新制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足（M字カーブの解消）、地域の実情に応じた提供対策などと併せて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

また、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、「青少年育成施策大綱」に代わる「子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者ビジョン）」が制定され、これまで国の青少年対策は、児童からおおむね30歳未満を対象としていましたが、新しい法律とビジョンでは概ね30歳代までを対象とし、名称も「子ども・若者」としました。「子ども・若者育成支援推進法」では、育成支援施策を推進するための枠組み作りとして「子ども・若者計画」の策定を地方公共団体の努力義務と定めています。

一方、子ども・子育て支援事業計画の策定義務を受けて、「次世代育成支援対策推進法」に基づく、都道府県及び市町村の次世代育成支援行動計画の策定は義務付けから任意になりました。

本市においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成16年度に「次世代育成支援行動計画」の前期計画（平成17年度～平成21年度）を策定するとともに、平成22年には後期計画（平成22年度～平成26年度）を策定し、子育て支援と子どもの健全育成のための諸事業に総合的、計画的に取り組んできました。

さらに、平成25年11月には「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、「ふじさわ子ども・若者計画2014」を策定しました。この計画は、平成26年度までの2年間を計画期間として「次世代育成支援行動計画」の別冊版とし

て策定しています。

新たな事業計画策定にあたっては、妊娠・出産から社会に巣立つ若者まで切れ目のない支援を行うため、「次世代育成支援行動計画」「子ども・若者計画」も盛り込み、子ども・子育てから若者までの一貫した支援の取組みを目指す計画として策定します。

### 3. 計画の位置づけ

#### ○計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。

また次世代育成支援対策推進法が改正され、この法律の有効期限が 10 年間延長（平成 37 年 3 月 31 日まで）されたことから、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」も位置付けるとともに、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」の内容も含む計画とします。

さらに、平成 25 年 1 月に策定した「ふじさわ子ども・若者計画 2014」も盛り込み、子どもから若者までを一体的に整理した計画とします。

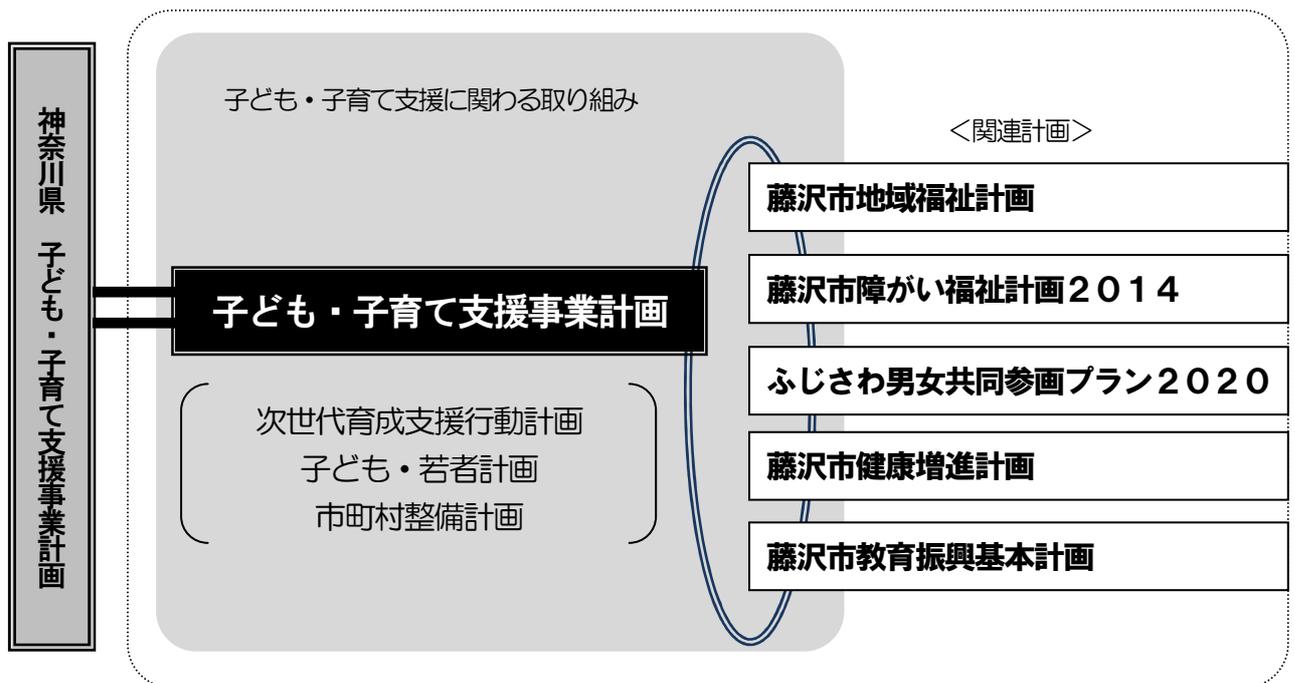
また、本市が策定する、そのほかの諸計画など、子どもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画とします。

#### 【子ども・子育て支援法（抜粋）】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

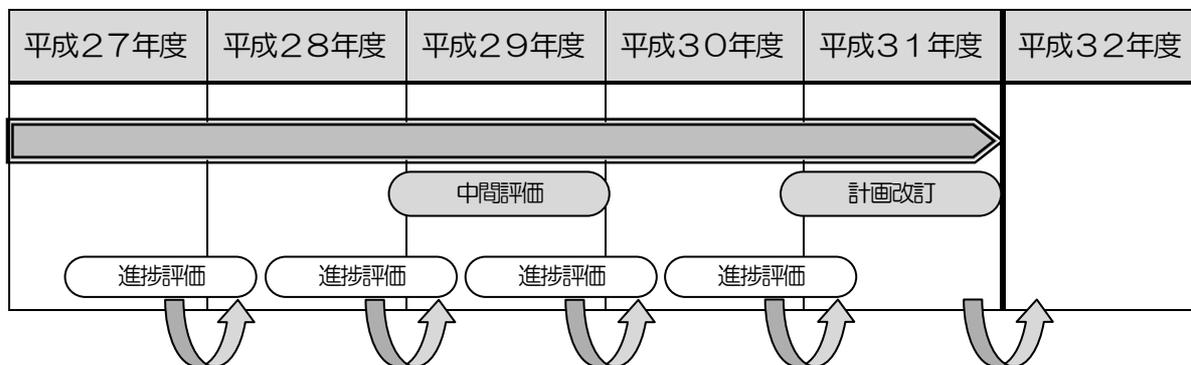
第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

#### 【諸計画の関係】



## 4. 計画の期間

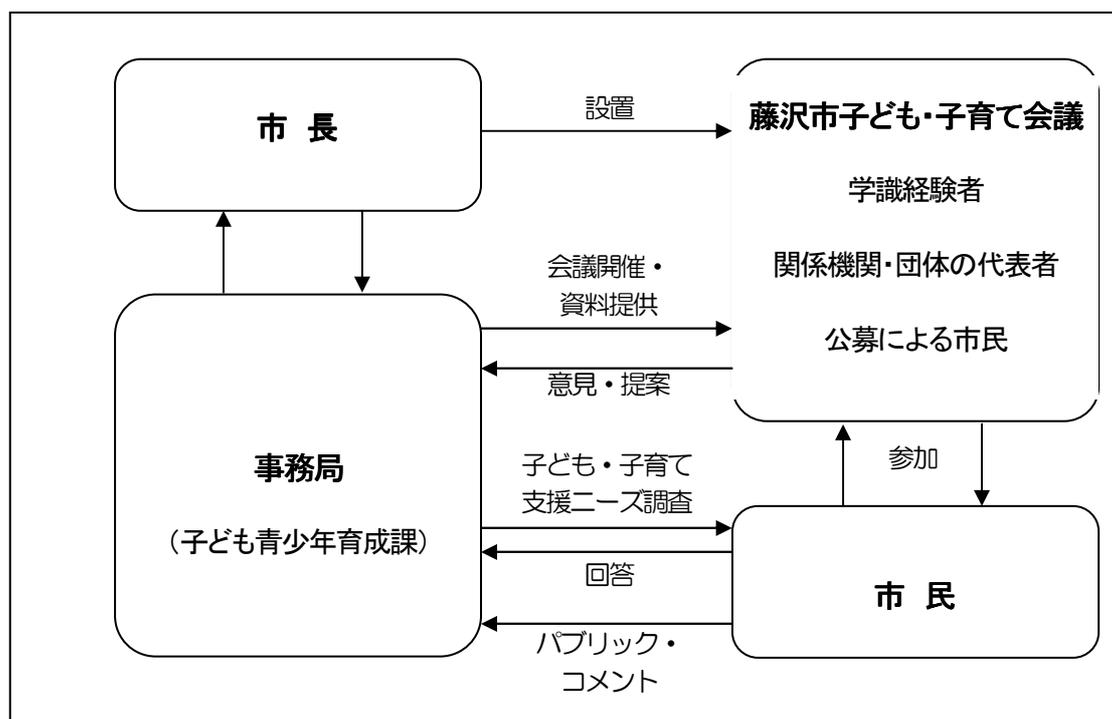
本計画の計画期間は5年を1期とし、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、必要に応じ、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。



## 5. 策定体制

本計画の策定にあたっては、子育て家庭の幼児期の教育・保育、地域の子育て支援等に関する利用状況を把握するための「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施するとともに、子ども・子育て支援法第77条に基づき設置した「藤沢市子ども・子育て会議」に諮り、審議を行いました。

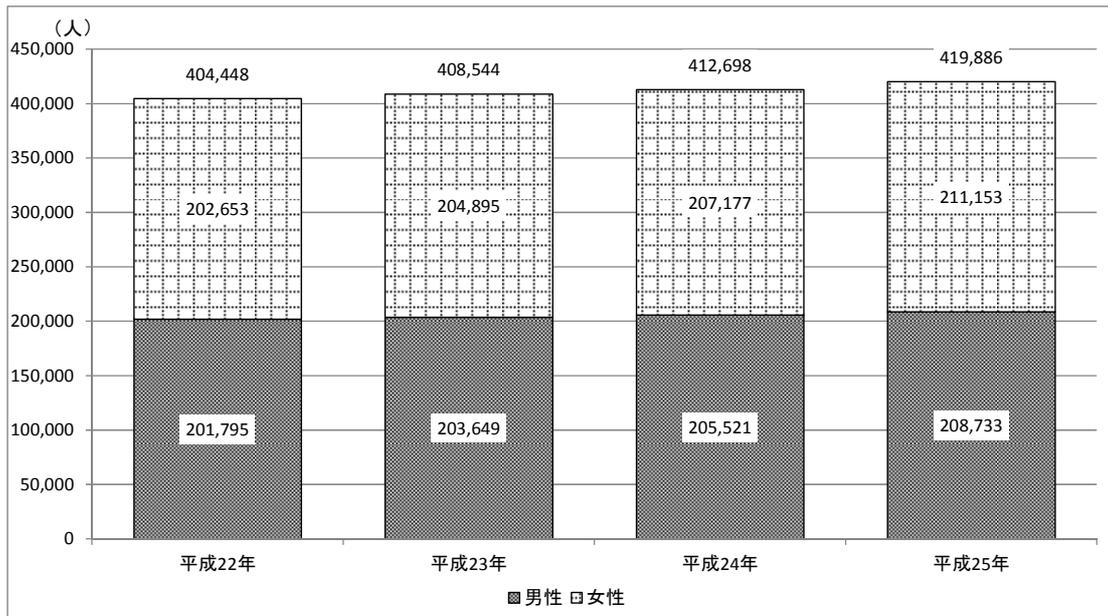
### ■計画の策定体制



## 第2章 藤沢市の子ども・子育てを取り巻く状況

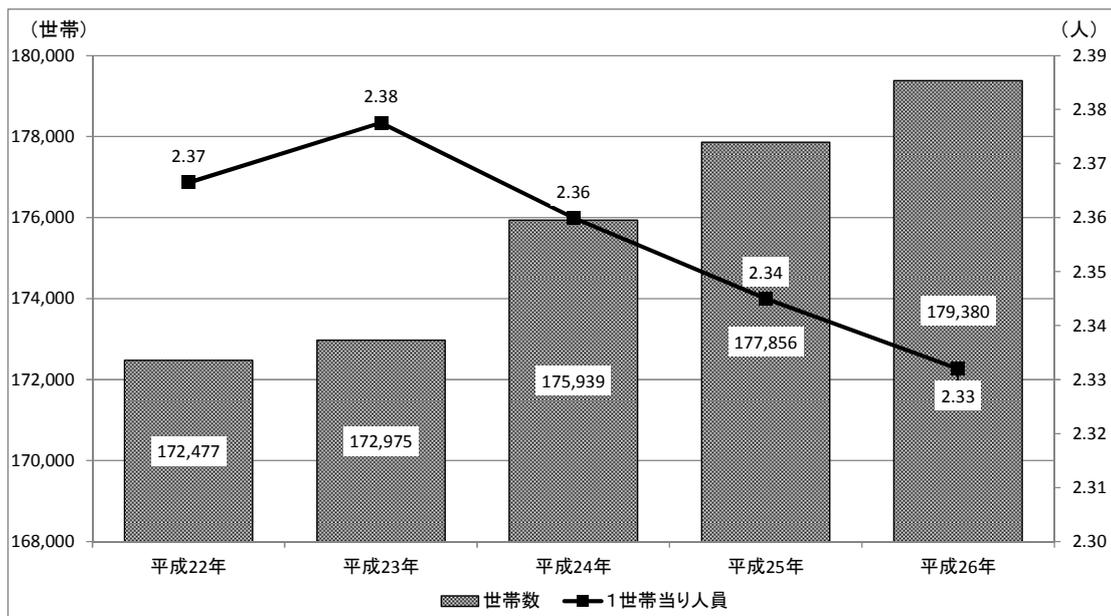
### 1. 藤沢市の子ども・子育てに関わる概況

#### ■藤沢市の人口の推移



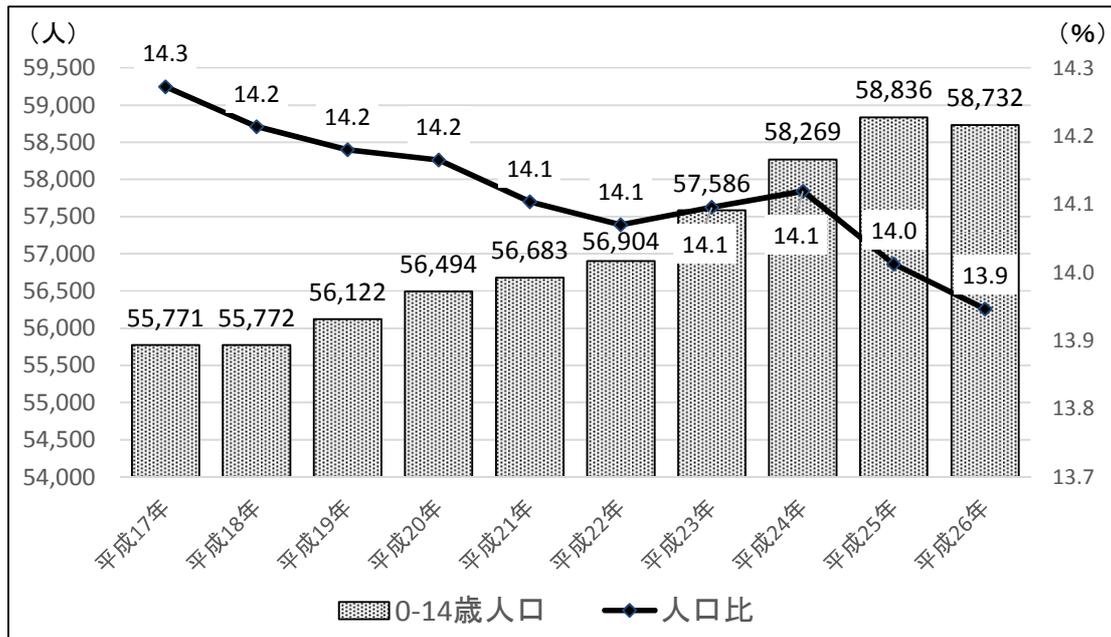
資料：住民基本台帳（住民基本台帳法の一部改正に伴い、平成25年度から 外国人を含む）

#### ■世帯数



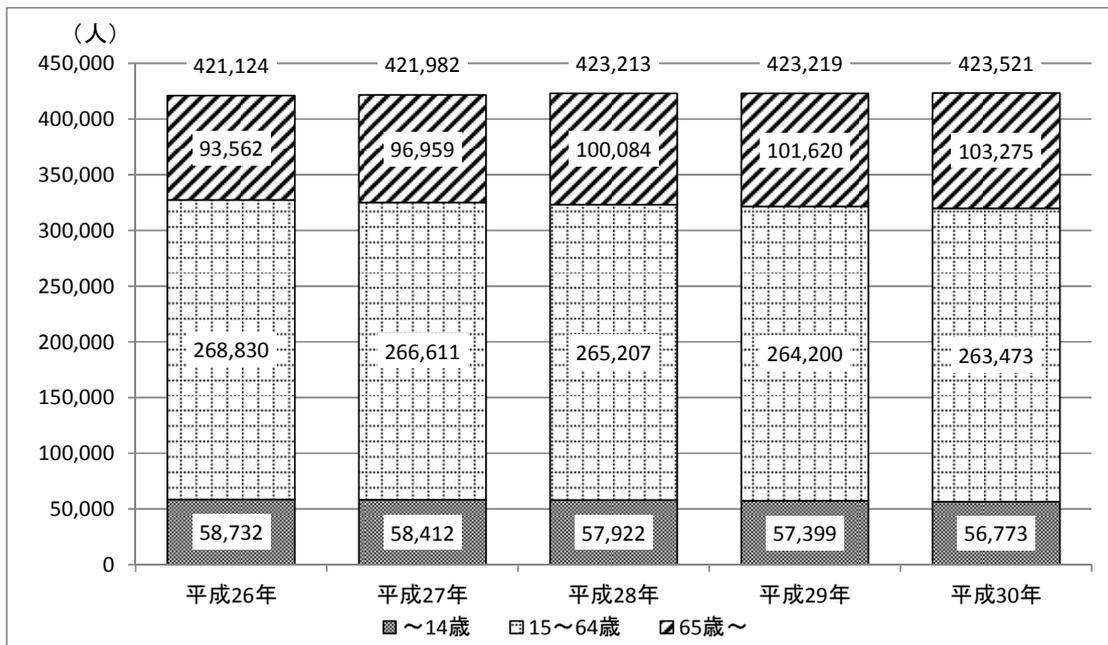
資料：国勢調査を基準とした推計値

## ■年少人口の推移



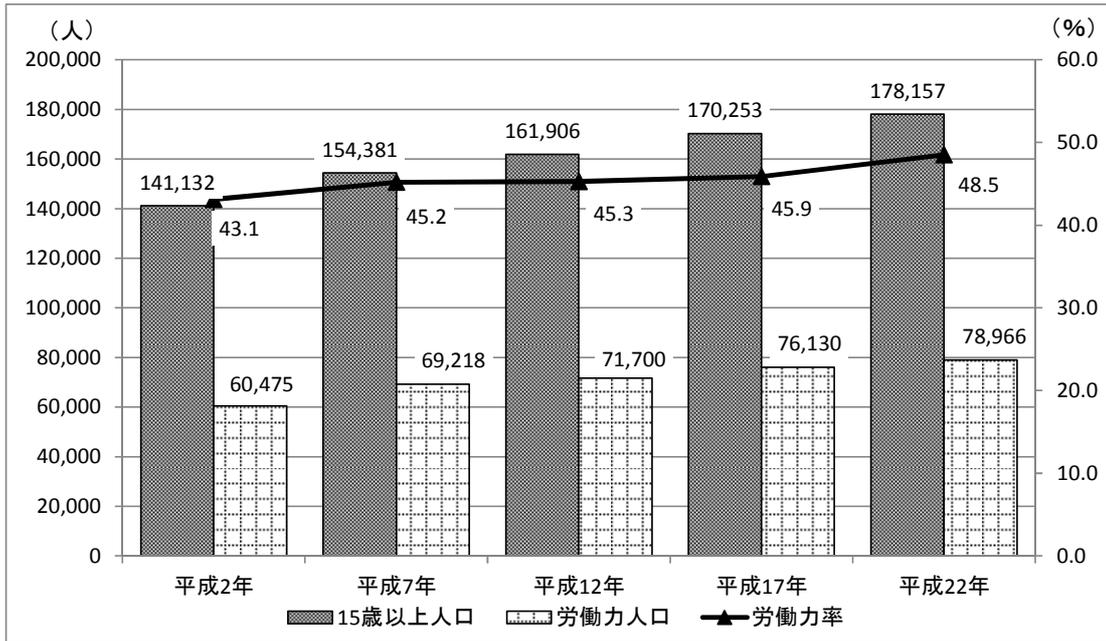
資料：藤沢市統計年報

## ■将来人口推計



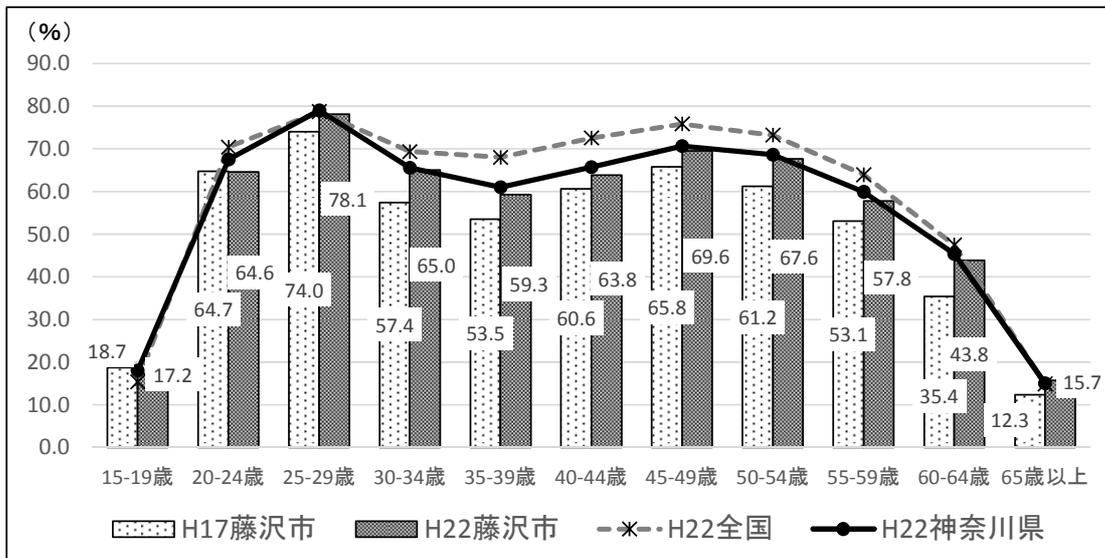
資料：藤沢市子ども青少年育成課

## ■女性の労働力人口の推移



資料：国勢調査

## ■女性の労働力率



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
平成17年	18.7	64.7	74.0	57.4	53.5	60.6	65.8	61.2	53.1	35.4	12.3
平成22年	17.2	64.6	78.1	65.0	59.3	63.8	69.6	67.6	57.8	43.8	15.7
平成22年(全国)	15.4	70.4	78.7	69.4	68.0	72.5	75.8	73.2	63.9	47.5	14.9
平成22年(県)	18.0	67.5	79.0	65.5	61.0	65.7	70.7	68.6	59.9	45.4	15.0

資料：国勢調査

## 2. 子ども・若者の困難な状況

---

### 3. 教育・保育施設の状況

#### ■届出保育施設

		定員	入所者数					計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	
東南地区 (片瀬地区・鶴沼地区・村岡地区・藤沢地区)	認定保育施設	119	12	43	27	8	7	97
	藤沢型認定保育施設	55	2	23	13	8	3	49
		139	6	14	33	31	59	143
	計	313	20	80	73	47	69	289
西南地区 (辻堂地区・明治地区)	認定保育施設	33	0	13	7	4	1	25
	藤沢型認定保育施設	93	4	22	30	8	5	69
		104	5	14	44	6	4	73
	計	230	9	49	81	18	10	167
中部地区 (善行地区・六会地区・湘南大庭地区)	認定保育施設	35	0	7	5	4	5	21
	藤沢型認定保育施設	56	4	12	14	13	5	48
		0	0	0	0	0	0	0
	計	91	4	19	19	17	10	69
北部地区 (遠藤地区・湘南台地区・長後地区・御所見地区)	認定保育施設	152	12	37	27	22	38	136
	藤沢型認定保育施設	77	4	27	22	11	2	66
		52	1	14	12	5	3	35
	計	281	17	78	61	38	43	237

平成26年4月1日現在

## ■認可保育所

	定員		年齢						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
東南地区 (片瀬地区・鶴沼地区・ 村岡地区・藤沢地区)	1,946	入所数	170	281	336	362	377	374	1,900
		待機児童数	5	38	46	14	3	1	107
西南地区 (辻堂地区・明治地区)	890	入所数	71	110	133	162	173	171	820
		待機児童数	5	25	35	5	0	0	70
中部地区 (善行地区・六会地区・ 湘南大庭地区)	1,226	入所数	76	155	206	226	248	256	1,167
		待機児童数	0	20	14	5	3	1	43
北部地区 (遠藤地区・湘南台地区・ 長後地区・御所見地区)	1,020	入所数	69	141	176	179	207	199	971
		待機児童数	3	9	8	6	5	1	32

平成26年4月1日現在

## ■幼稚園

	定員(県)	実員	市内園児
東南地区 (片瀬地区・鶴沼地区・村岡地区・藤沢地区)	2,340	2,348	2,193
西南地区 (辻堂地区・明治地区)	1,128	1,107	846
中部地区 (善行地区・六会地区・湘南大庭地区)	1,128	1,043	795
北部地区 (遠藤地区・湘南台地区・長後地区・御所見地区)	1,795	1,638	1,611

平成26年5月1日現在

## ■小学校の概況

年度	小学校数	児童数						
		計	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
21	37	23,924	3,953	3,971	4,034	3,962	3,962	4,042
22	37	24,015	4,032	3,982	3,974	4,065	3,993	3,969
23	37	24,207	4,032	4,059	4,010	4,002	4,077	4,027
24	37	24,232	3,916	4,056	4,107	4,035	4,040	4,078
25	37	24,189	3,966	3,909	4,066	4,151	4,055	4,042

※私立含む

資料：統計年報

## ■中学校の概況

年度	中学校数	生徒数			
		計	1学年	2学年	3学年
21	25	12,772	4,225	4,273	4,274
22	25	12,760	4,387	4,236	4,137
23	25	13,005	4,374	4,386	4,245
24	25	13,126	4,368	4,370	4,388
25	25	13,169	4,431	4,369	4,369

※私立含む

資料：統計年報

## 4. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査のポイント

本計画を策定するにあたり、「量の見込み」の算出や子育て支援に関する実態や意見・要望等を把握するために、「藤沢市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

### (1) 調査方法と回収状況

調査地域	藤沢市全域
調査対象	市内在住の就学前児童をもつ保護者6,000名
対象者抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収方式
調査期間	2013年(平成25年)10月25日(金)～11月15日(金)
回収数	2,759人(うち有効回収数 2,737人)
回収率	46.0%(うち有効回収率 45.6%)

### (2) 調査結果のポイント

#### ①対象の子どもと家族の状況

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>●子育て(教育を含む)を主に行っている人は、父母ともに4割超、主に母親が5割台半ばとなっている。</li><li>●母親の就労状況は、フルタイム(産休・育休・介護休業中を含む)が2割台半ば、パート・アルバイト等が1割台半ば、以前は就労していたが、現在は就労していないが半数近くとなっている。非就業者のうち8割近くが就労意向を持っており、就労形態については9割近くがパート・アルバイト等を希望している。就労時期の希望は、1年以内が2割、子どもが成長した後という希望の中では、一番下の子どもが6歳以上になったらが過半数となっている。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>●子育ては父母ともに行っている家庭が4割超、主に母親が行うという家庭が5割台半ばと、母が担う割合が多い。</li><li>●非就業の母親の就労ニーズは高いが、就労希望時期や就業形態などのニーズは多様である。これらの希望に対応する就労支援の充実が求められる。</li></ul>

## ②子どもの育ちをめぐる環境

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日常的に祖父母等に子どもをみてもらえる家庭は2割強、緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる家庭は5割強となっている。祖父母等に子どもを安心してみてもらえるという回答は7割台を占めている。一方、祖父母等の身体的負担が大きく心配であるは2割台、親の立場として負担をかけていることが心苦しいは2割となっている。日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる家庭は4.4%、緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる家庭は約2割である。子どもをみてもらえる親族も友人・知人もいない家庭は14.1%となっている。</li> <li>●子育てについて気軽に相談できる人については、9割台前半がいる／あると回答しており、その相談先は祖父母等の親族、友人や知人が8割を超えて多くっており、次に近所や地域の人が2割台前半で続いている。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日常的に子どもをみてもらえる家庭は2割程度にとどまり、子どもをみてもらえない人は1割を超えており、親族や友人・知人以外の支援を受けやすくする必要がある。</li> <li>●子育てについての相談相手は9割の人がいる／あるとしているが、乳児期から幼児期（3歳まで）に子育ての不安を感じた人が5割～6割となっており、育児サポートを求めている人も5割台前半となっている。必要な時に利用できるよう、専門知識が必要な内容やアドバイスなどに対応する窓口の周知が必要である。</li> </ul>

## ③定期的な教育・保育事業の利用

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平日の教育・保育事業の利用状況では、幼稚園、認可保育所、認可外保育施設、幼稚園の預かり保育、幼児教育施設、認証・認定保育施設の順となっている。今後の利用希望は、幼稚園の預かり保育で19.3%と現状の4.5%と比較すると特に高くなっている。また、幼児教育施設や認定こども園、事業所内保育所なども現状と比較すると高くなっている。</li> <li>●土曜日や日曜・祝日の利用希望については、月に1～2回が土曜日では2割台前半、日曜・祝日では1割台半ばとなっている。その理由は、月に数回仕事が入るため、リフレッシュのため、平日に済ませられない用事をまとめて済ませるためが多い。幼稚園利用者の長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望については、約5割がたまに利用したい、1割がほぼ毎日利用したいとしている。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平日の教育・保育事業については、幼稚園の預かり保育、幼児教育施設や認定こども園、事業所内保育所など多様なニーズがみられる。</li> <li>●土曜・日曜・祝日や長期休暇中の利用意向への対応も必要である。</li> </ul>

#### ④地域の子育て支援事業の認知状況・利用状況・利用希望

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援センター、つどいの広場の利用状況は1割台半ばであり、7割台後半が利用していないと回答している。今後の利用希望は3割台後半である。</li> <li>●事業の認知度では、子育て情報ネットワーク事業は5割台前半とやや低いが、その他の事業は7割程度と高い。事業の利用意向は、ふじさわすくのびカード、ふじさわ子育てガイド、子育て情報ネットワーク事業、公民館等における子育て支援事業が5割台で特に高い。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域子育て支援拠点事業については、利用者は限られており、事業の周知・情報提供が必要である。</li> <li>●各事業の認知度は比較的高いが、利用状況は限定的である。周知・情報提供により利用意向の高まりが期待される。</li> </ul>

#### ⑤病気の際の対応

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この1年間に子どもの病気やケガで平日の定期的教育・保育事業を利用できないことがあった人は6割台後半となっている。その際の対処方法は、母親が休んだが5割台後半、父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた、(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらったが3割台前半、父親が休んだが2割台後半となっている。父親や母親が休んで対処した人の病児・病後児等保育施設等の利用希望は、4割台後半である。病児・病後児保育の事業形態は、小児科や医療機関に併設した施設、幼稚園・保育所等に併設した施設へのニーズが高くなっている。一方で、利用を希望しない人は、病児・病後児を他人に看てもらうのは不安、親が仕事を休んで対応するという意見が多い。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの病気やケガの際は、母親や父親が休んで対応していることも多く、病児・病後児保育の整備が必要とされている。</li> </ul>

#### ⑥不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不定期の教育・保育事業の利用状況では、幼稚園の預かり保育が約1割である。利用希望は4割台後半となっている。利用希望者の主な目的としては、買い物や習い事などの私用やリフレッシュ目的が7割台前半、冠婚葬祭、学校行事、通院等が6割台前半、不定期の就労は2割程度である。施設等の事業形態では、幼稚園や保育所等の大規模施設が6割台後半と特に高く、次に地域子育て支援拠点等の小規模施設が続いている。ファミリー・サポート・センター等の地域住民による保育は3割台前半となっている。</li> <li>●子どもを泊りがけで家族以外にみてもらった経験は約2割があったとしている。8割以上が親族・知人にみてもらっているが、困難を感じた人は約5割となっている。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不定期の教育・保育事業の利用希望は高く、私用やリフレッシュ目的、その他行事等目的は多様である。幼稚園や保育所等での預かりの希望が高く、事業の提供体制の整備が必要である。</li> <li>●宿泊を伴う預かりについてもニーズがある。</li> </ul>

## ⑦学校就学後の放課後の過ごし方

現状	<p>●平日の小学校終了後の放課後の時間の過ごし方については、小学校低学年（1～3年生）のうち、自宅、祖父母宅や友人・知人宅、週に1、2回の習い事などが選択されている。放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向は3割である。高学年（4～6年生）になると、習い事の日数が増えるほか、児童館、放課後子ども教室、地域子供の家などの頻度が高くなる。放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向は2割に減少する。</p>
課題	<p>●放課後の過ごし方の意向は、成長段階により異なっており、低学年のうち学校や自宅周辺の居場所や放課後児童クラブへのニーズが高く、高学年になると放課後子ども教室や放課後児童クラブのほか、児童館や地域子供の家など地域の居場所へのニーズも高くなる。子どもたちが安全に過ごすことができる環境整備が求められている。</p>

## ⑧育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

現状	<p>●育児休業の取得状況は、母親で28.3%、父親で3.6%となっている。母親の約6割は働いていなかったと回答している。取得していない理由は、母親では子育てや家事に専念するために退職が4割、職場に育児休業の制度がなかったが2割などとなっている。父親では、仕事が忙しかった、職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったなどが上位に上がっており、制度を利用する必要がなかったも3割台となっている。</p> <p>●育児休業からの復帰のタイミングは、年度初めの入所に合わせたタイミングが母親で6割台前半、父親ではそれ以外が8割台前半となっている。母親の復帰時期を希望の時期と比較すると、1歳6ヶ月までは希望よりも早く復帰している人が多く、1歳6ヶ月～2歳0ヶ月以内、2歳6ヶ月～3歳0ヶ月以内の希望が実際よりも多くなっている。復帰時期が希望と異なった理由は、母親では希望する保育所に入るための特が多くなっている。</p>
課題	<p>●仕事と子育て等の両立実現に向け、男女ともに育児休業の取得が促進されているが、母親でも3割を下回り、父親ではごくわずかである。母親の就労継続支援や父親の取得促進に向けた取り組みが求められている。</p> <p>●育児休業からの職場復帰については、現状では希望の時期に復帰できない人が多く、低年齢児の保育受け入れ体制の整備・拡大とともに、企業等における子育て支援制度の充実や職場の意識啓発などが必要である。</p>

## 5. 本市の子ども・子育て環境の課題

---

### (1) 核家族化の進行

総人口の推移などから、藤沢市では全国の傾向とは異なり、少子高齢化はゆるやかに進行していくものと考えられます。一方、核家族化が年々進行していることがうかがえ、今後もさらに進行していくことが予想されます。

子どもの減少に歯止めをかけるためには、本計画の施策全体において、より一層の充実が求められるとともに、少子高齢化・核家族化の時代における子育て支援のあり方を考えていかなければなりません。

### (2) 働く母親への支援の充実

昨今の厳しい景気状況などから、就労している、または就労意欲のある母親が増加しており、母親が安心して働ける体制の整備が求められています。それは子育て支援サービスの整備・充実はもちろんですが、企業や学校、地域など社会全体に向けて、働く母親への理解を深めてもらうことも重要です。

### (3) 多様なニーズへの対応

少子高齢化・核家族化の進行や就労意欲のある母親の増加、就労形態の多様化などにより、多様なニーズが顕在化しつつあります。人口推計からは児童数の減少が予想されていますが、実態として減少傾向がみられず、児童数の推移は今後も注視していく必要があります。

このような中、休日保育や病児・病後児保育などの利用意向は少なくありません。

また、子どもへの教育など、就労以外の理由による利用ニーズも少なくないことから、教育・保育事業を総合的に捉え、多様なニーズへの対応を進めていく必要があります。

### (4) 子育て支援サービスの利用促進・子育て支援環境の充実

本市において実施されている様々な子育て支援サービスの認知度は高まりつつありますが、利用は限定的です。また、今後の利用意向についてもそれほど高くないことから、認知から利用に繋がるような周知方法を検討し、利用を促進していく必要があります。

また、施設や事業内容、実施体制など子育て支援環境の充実を図り、利用者の満足度を向上させることで将来的な利用者増加に繋げる取り組みを推進していくことも重要です。

## (5) 相談体制の充実

子育てに関することの相談先は身近な人が大きな割合を占めていますが、それ以外の選択肢はあまりない状態となっています。核家族化の進行などにより、相談できる相手が身近にいない人や専門的な内容について聞きたい場合など、様々な状況に対応できる総合的な相談窓口などを含めて、子育て家庭が社会から孤立しないよう、また、安心して子育てができるよう相談体制の充実を図ることが重要です。

## (6) ワーク・ライフ・バランスの推進

就労意向のある母親の増加や父親の育児参加の促進などを考慮すると、社会全体でのワーク・ライフ・バランスの推進は欠かせないものとなります。母親と父親が共に子育てに参加でき、経済的にも自立し安心して生活できる社会を目指して、ワーク・ライフ・バランスの考え方を社会全体で醸成していく取り組みが必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本的な方向

#### (1) 基本理念

「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へと移行します。

「子ども・子育て支援新制度」においては、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

#### <国の基本指針において掲げられた計画のポイント>

- ◆「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える
- ◆幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る
- ◆各々が協働し、それぞれの役割を果たす

そこで、本計画においては、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、以下の基本理念を掲げるものとします。

1. 子どもの最善の利益が実現される地域づくり
2. 安心して子どもを産み健やかに育てることのできるまちづくり
3. 子どもが夢や希望を抱いて、次代の親になれる環境づくり
4. 多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善
5. 協働で子どもを見守り、ともに支えあう地域づくり

## (2) 基本目標

「子ども・子育て支援新制度」においては、

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」

「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」

「地域の子ども・子育て支援の充実」

を推進していくものとされ、さらに、仕事と生活との調和の推進、妊娠中、産休・育休明けからの切れ目のない支援、児童虐待の問題や、ひとり親家庭、障がいのある子どもへの支援などについても重視されています。

また、「次世代育成支援対策推進法」が改正され、法律の有効期限が平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。

そこで、「子ども・子育て支援新制度」において取り組むべき内容を踏まえるとともに、これまで次世代育成支援行動計画として取り組んできた子どもや子育て家庭に対する取り組みを継承するものとして本計画を推進していきます。

そのため、計画の柱（基本目標）については、「子ども・子育て支援新制度」に基づく子ども・子育て支援事業計画とそれ以外の子ども・子育て支援に関わる取り組みとを含めて、以下のように設定します。

**基本目標 1：子ども・子育てサポート体制の充実**

**基本目標 2：地域における子育ての支援**

**基本目標 3：親子の健康の確保及び増進**

**基本目標 4：豊かな心を育む教育環境の推進**

**基本目標 5：安全・安心なまちづくりの推進**

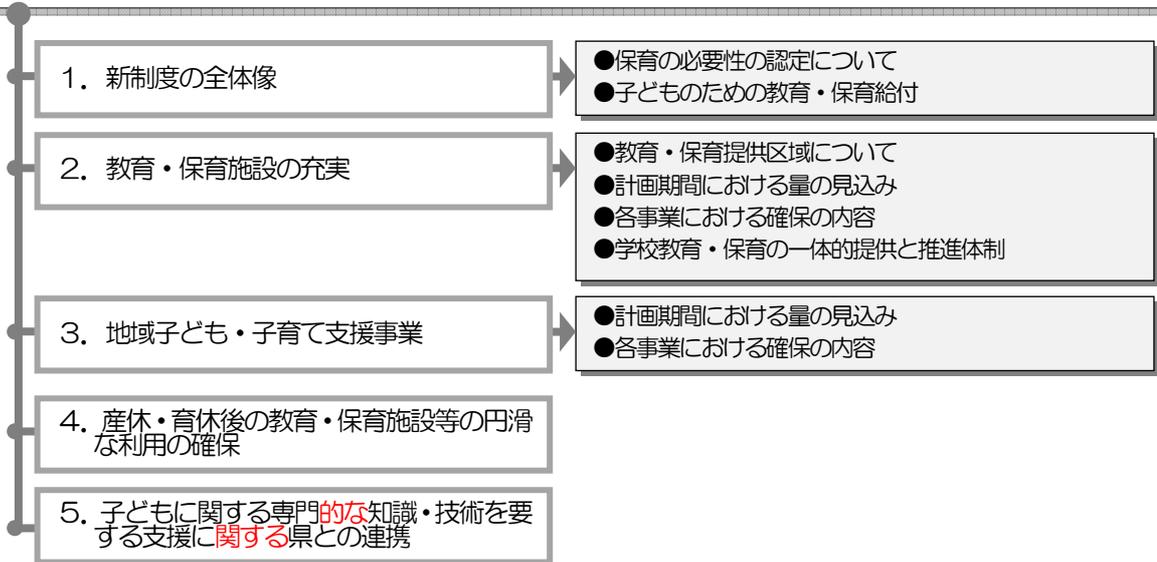
**基本目標 6：仕事と家庭との両立の推進**

**基本目標 7：援助が必要な児童への取り組みの推進**

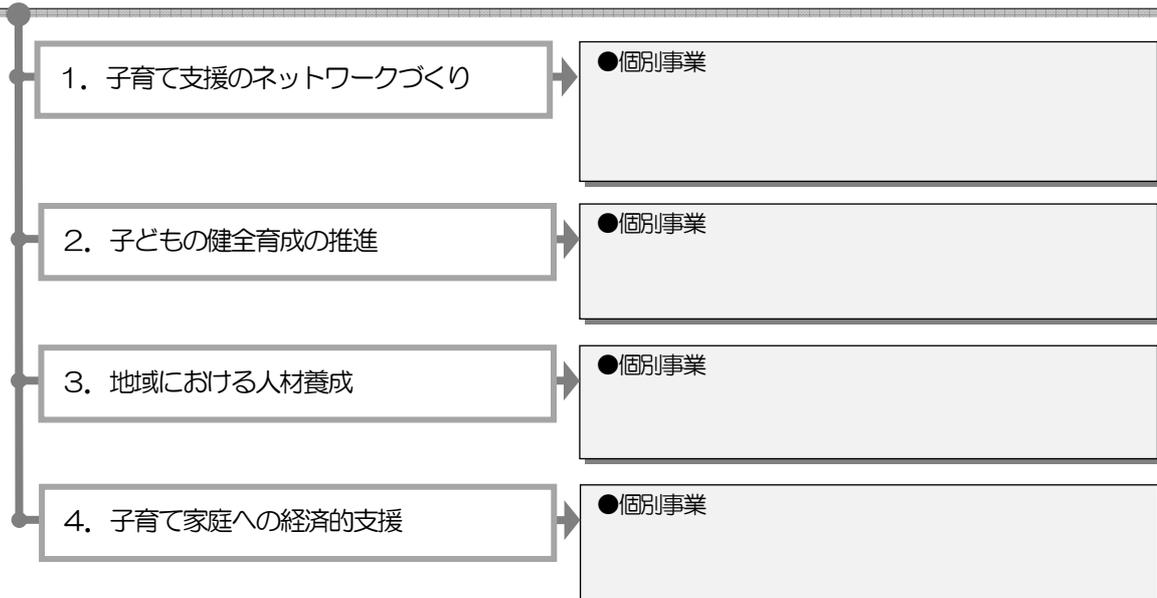
## 2. 計画の体系

<p>基本目標1：子ども・子育てサポート体制の充実</p> <p>基本目標2：地域における子育ての支援</p> <p>基本目標3：親子の健康の確保及び増進</p> <p>基本目標4：豊かな心を育む教育環境の推進</p> <p>基本目標5：安全・安心なまちづくりの推進</p> <p>基本目標6：仕事と家庭との両立の推進</p> <p>基本目標7：援助が必要な児童への取り組みの推進</p>
--

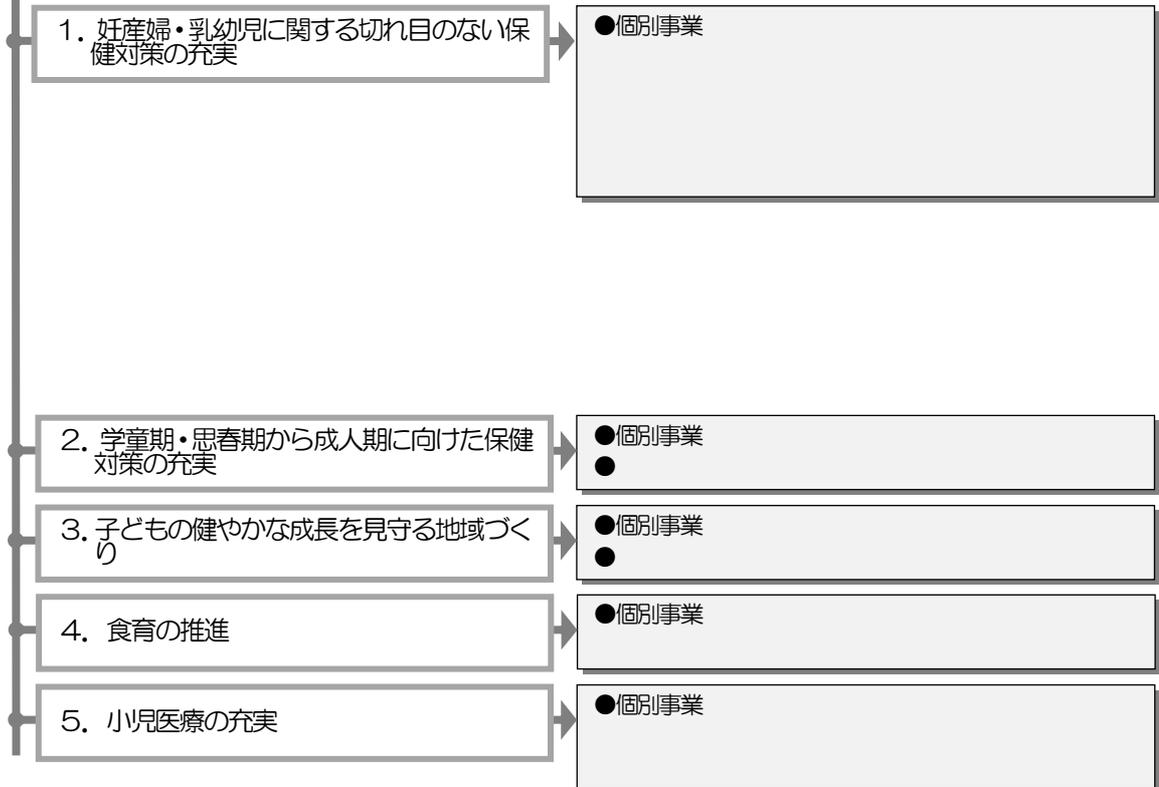
### 基本目標1：子ども・子育てサポート体制の充実



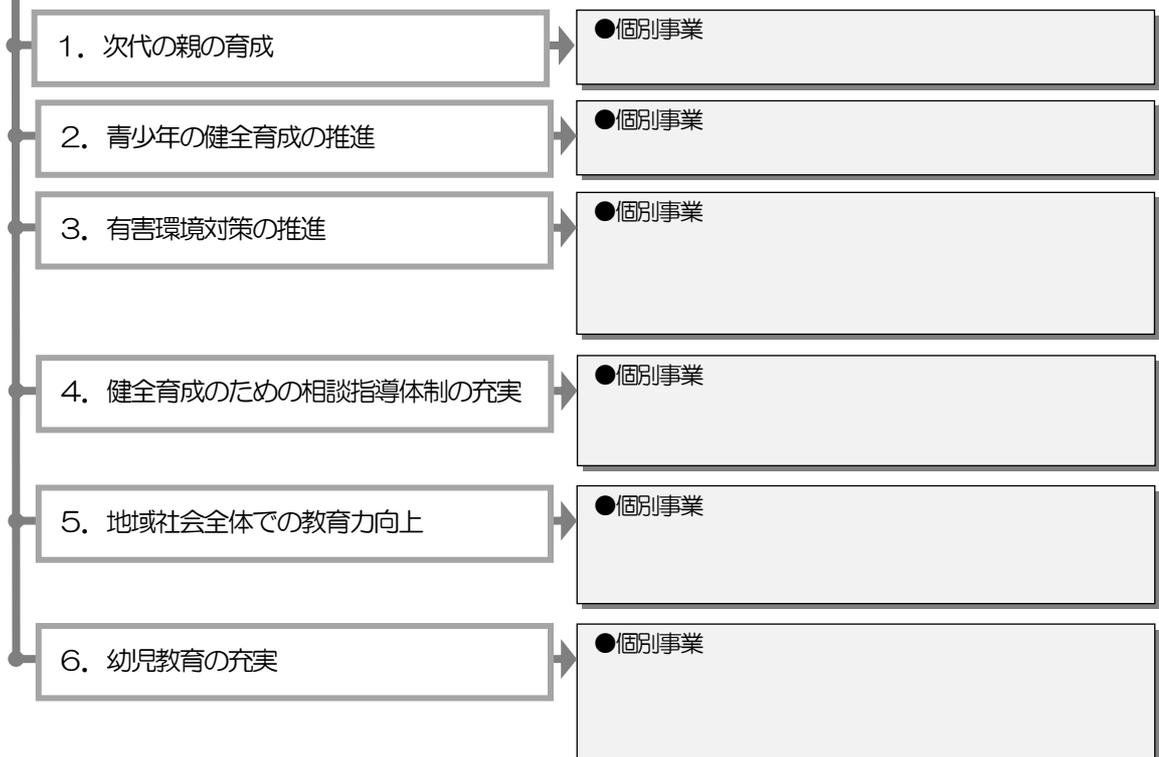
### 基本目標2：地域における子育ての支援



### 基本目標3：親子の健康の確保及び増進



### 基本目標4：豊かな心を育む教育環境の推進



## 基本目標5：安全・安心なまちづくりの推進

1. 防犯活動の推進

●個別事業

## 基本目標6：仕事と家庭との両立の推進

1. 多様な働き方への支援

●個別事業

2. 両立のための体制整備

●個別事業

## 基本目標7：援助が必要な児童への取り組みの推進

1. 児童虐待防止対策の推進

●個別事業

2. ひとり親家庭等の自立支援の推進

●個別事業

3. 障がいをもつ子どもを支援する施策の充  
実

●個別事業

## 第4章 子ども・子育て支援施策の展開

### 基本目標1：子ども・子育てサポート体制の充実

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代法に基づく市町村行動計画を一体的に策定していますが、子ども・子育て支援新制度で定められた子ども・子育て支援事業計画は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭に必要とされるサポートについて、子ども・子育て家庭、地域社会と一緒に取組んでいきます。

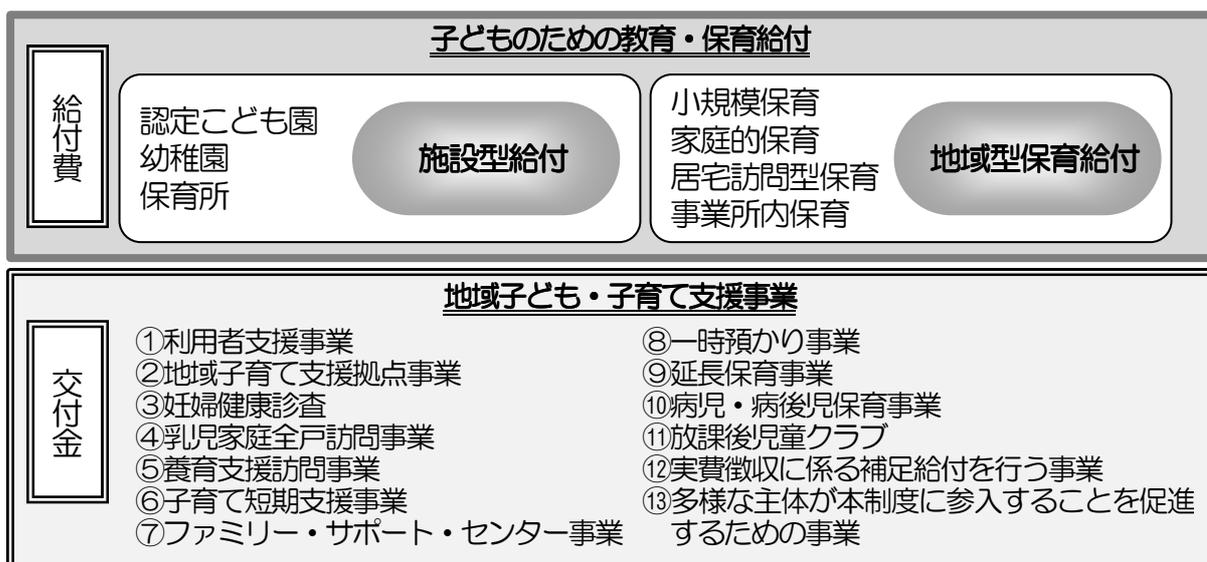
#### <子ども・子育て支援制度の内容>

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供・幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善、普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定・教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園，幼稚園，保育所の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設）
- 地域の子ども・子育て支援の充実・子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

# 1. 新制度の全体像

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

給付対象となる事業は、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」となっています。



## (1) 保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情などを勘案して行います。

認定区分は1号～3号の3区分となっており、区分によって利用できる施設・事業が異なります。

### ① 認定区分

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下のようになります。

認定区分	対象者	対象事業
<b>1号認定</b>	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園 (教育利用)
<b>2号認定</b>	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 (保育利用)
<b>3号認定</b>	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 (保育利用) 小規模保育事業など

## ② 認定基準

保育の必要性については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

### < 事 由 >

- 就労
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障がい、同居親族等の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得時に、すでに保育を利用していること
- その他市町村が定める事由

### < 保育時間 >

- 保育標準時間  
主にフルタイムの就労を想定した長時間利用
- 保育短時間  
主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

### < 優先すべき事情 >

- ひとり親家庭
- 生活保護世帯
- 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 子どもが障がいを有する場合
- 育児休業明け
- 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 小規模保育事業などの卒園児童
- その他市町村が定める事由

## (2) 子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

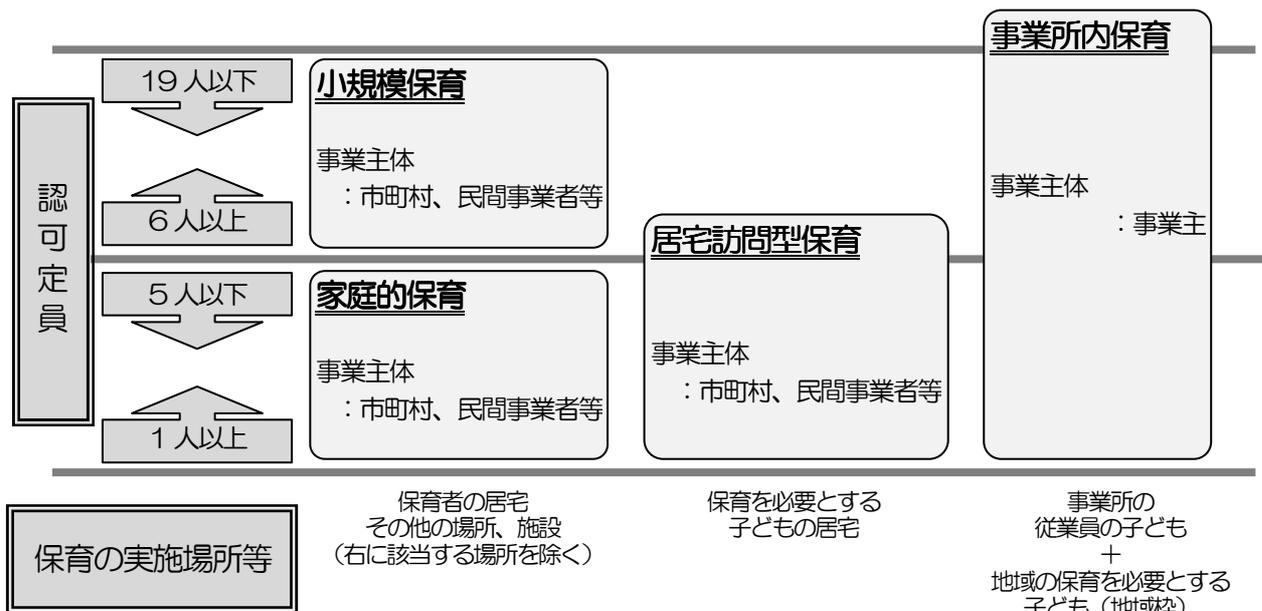
給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

### ■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設となります。

### ■地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」となります。（新制度では、定員 19 人以下の保育事業を市町村による認可事業となる“地域型保育事業”とし、給付の対象としています。）



## 2. 教育・保育施設の充実

### (1) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」および「確保の方策」を設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定することが定められています。

本市では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案して、全市を4地区に区分し教育・保育提供区域を設定しました。

なお、実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化など、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

### (2) 計画期間における量の見込み

教育・保育提供区域ごとの計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」と「確保の内容（提供体制）」は以下の通りです。

				1号認定	2号認定	3号認定	
平成27年度	量の見込み（必要利用定員総数）①			5,956	4,126	3,441	
	確保の内容（提供体制）	教育・保育量の見込み	施設型給付	保育所（園）	0	3,377	2,225
				幼稚園	241	0	
				認定こども園	-	-	-
		地域型保育給付	小規模保育事業			19	
			家庭的保育事業			16	
			居宅訪問型保育			0	
			事業所内保育			0	
	認可外保育施設		126	316			
	確認を受けない幼稚園	7,263					
確保の合計②			7,504	3,503	2,576		
②-①			1,548	▲623	▲865		

				1号認定	2号認定	3号認定	
平成28年度	量の見込み（必要利用定員総数）①			5,852	4,114	3,441	
	確保の内容（提供体制）	教育・保育量の見込み	施設型給付	保育所（園）	0	3,607	2,397
				幼稚園	241	0	
				認定こども園	756	90	-
		地域型保育給付	小規模保育事業			190	
			家庭的保育事業			16	
			居宅訪問型保育			0	
			事業所内保育			0	
	認可外保育施設		126	275			
	確認を受けない幼稚園	6,344					
確保の合計②			7,341	3,823	2,878		
②-①			1,489	▲291	▲563		
平成29年度	量の見込み（必要利用定員総数）①			5,762	4,103	3,441	
	確保の内容（提供体制）	教育・保育量の見込み	施設型給付	保育所（園）	0	3,918	2,621
				幼稚園	241	0	
				認定こども園	756	90	-
		地域型保育給付	小規模保育事業			342	
			家庭的保育事業			16	
			居宅訪問型保育			0	
			事業所内保育			0	
	認可外保育施設		97	243			
	確認を受けない幼稚園	6,204					
確保の合計②			7,201	4,105	3,222		
②-①			1,439	2	▲219		
平成30年度	量の見込み（必要利用定員総数）①			5,599	4,085	3,441	
	確保の内容（提供体制）	教育・保育量の見込み	施設型給付	保育所（園）	0	4,108	2,769
				幼稚園	241	0	
				認定こども園	908	120	-
		地域型保育給付	小規模保育事業			551	
			家庭的保育事業			16	
			居宅訪問型保育			0	
			事業所内保育			0	
	認可外保育施設		0	0			
	確認を受けない幼稚園	6,029					
確保の合計②			7,178	4,228	3,336		
②-①			1,579	143	▲105		

				1号認定	2号認定	3号認定	
平成31年度	量の見込み（必要利用定員総数）①			5,435	4,066	3,441	
	確保の内容（提供体制）	教育・保育量の見込み	施設型給付	保育所（園）	0	4,086	2,769
				幼稚園	241	0	-
				認定こども園	908	120	-
	地域型保育給付	小規模保育事業			703		
		家庭的保育事業			16		
		居宅訪問型保育			0		
		事業所内保育			0		
	認可外保育施設				0	0	
	確認を受けない幼稚園			6,029			
確保の合計②			7,178	4,206	3,488		
②-①			1,743	140	47		

### （3）各事業における確保の内容

#### ①保育所（園）

（確保内容などについて記載予定）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2号認定		3,377	3,607	3,918	4,108	4,086
3号認定	0歳	488	526	562	586	586
	1・2歳	1,737	1,871	2,059	2,183	2,183

#### ②認定こども園

保育所（園）と幼稚園の両方の機能を持ち、就学前の教育・保育を一体的に一貫して行います。

（確保内容などについて記載予定）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定		0	756	756	908	908
2号認定		0	90	90	120	120
3号認定	0歳	0	0	0	0	0
	1・2歳	0	0	0	0	0

### ③幼稚園

(確保内容などについて記載予定)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	241	241	241	241	241

### ④小規模保育事業

主に3歳未満を対象として、6～19人までの小規模な人数で行う保育事業です。

(確保内容などについて記載予定)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3号認定	0歳	6	43	102	159	97
	1・2歳	13	147	240	392	606

### ⑤家庭的保育事業

家庭的保育者の居宅などで少人数（家庭的保育者1人につき3人）を対象に保育を行います。

(確保内容などについて記載予定)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3号認定	0歳	-	-	-	-	-
	1・2歳	16	16	16	16	16

## ⑥認可外保育施設

国の規定した設置基準に満たないものの、神奈川県や市の定める基準を満たした保育施設です。

(確保内容などについて記載予定)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2号認定		126	126	97	0	0
3号認定	0歳	30	21	17	0	0
	1・2歳	286	254	226	0	0

## ⑦確認を受けない幼稚園

子ども・子育て新制度における「施設型給付」を受けない幼稚園です。

(確保内容などについて記載予定)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	7,263	6,344	6,204	6,029	6,029

#### (4) 学校教育・保育の一体的提供と推進体制

今回の調査結果からは、0～2歳までの保育所利用を希望している保護者が多くみられました。また、保育を必要とする2号認定を受けた方の中にも、幼稚園で教育を受けることを望んでいる保護者が少なくありませんでした。

こうした保護者の希望をみると、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供が期待できる認定こども園の設置の検討が、早急に望まれているといえます。

##### ■発達や学びにおける「連続性」に対する取り組みについて

接続・連携	取組内容	
教育・保育施設等から小学校への接続	小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の幼稚園・保育所の保育参観及び、情報交換</li> </ul>
	幼稚園・保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園・保育所・児童館職員の小学校の授業参観及び、情報交換</li> <li>・小学校行事への参加 (運動会・給食体験・小学校探検など)</li> <li>・スタート・アプローチカリキュラムの活用</li> <li>・年度末の幼稚園・保育所と小学校の引継ぎ</li> </ul>
	児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館と小学校の情報交換</li> </ul>

その他、以下の項目について、市の考え方を記載

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

### 3. 地域子ども・子育て支援事業

#### (1) 計画期間における量の見込み

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及び確保の内容は以下の通りです。

なお、地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮し、母子保健関連施策との連携をとりつつ実施していきます。

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
利用者支援事業	量の見込み①	か所	1	3	3	3	3
	確保の内容②		1	3	3	3	3
	②-①		0	0	0	0	0
時間外保育事業 (延長保育)	量の見込み①	人	5,887	5,887	5,887	5,887	5,887
	確保の内容②		5,602	5,954	6,489	6,827	6,805
	②-①		▲285	67	602	940	918
放課後児童健全育成事業							
小学1～3年生	量の見込み①	人	2,396	2,396	2,396	2,396	2,396
小学4～6年生	量の見込み②		1,254	1,254	1,254	1,254	1,254
	確保の内容③		3,013	3,352	3,606	3,874	4,074
	③-②-①		▲637	▲298	▲44	224	424
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み①	人日	1,113	1,087	1,061	1,030	1,001
	確保の内容②		1,113	1,113	1,113	1,113	1,113
	②-①		0	26	52	83	112
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	人回	52,428	63,641	65,222	66,853	68,537
	確保の内容	か所	34	35	35	35	35
一時預かり(在園児対象)							
1号認定の利用	量の見込み①	人日	57,112	56,788	57,627	55,392	53,967
2号認定の利用	量の見込み②		0	0	0	0	0
	確保の内容③		57,112	56,788	57,627	55,392	53,967
	③-②-①		0	0	0	0	0
一時預かり(幼稚園以外)等	量の見込み①	人日	68,220	68,220	68,220	68,220	68,220
一時預かり (幼稚園以外)	確保の内容②		40,800	48,000	55,200	62,400	62,400
ファミリー・サポート・センター (病児・病後児以外)	確保の内容③		5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	確保の内容④		2,340	2,340	2,340	2,340	2,340
	(④+③+②)-①		▲19,880	▲12,680	▲5,480	1,720	1,720

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
病児病後児	量の見込み①	人日	4,995	4,995	4,995	4,995	4,995	
	病児病後児保育		確保の内容②	4,080	5,280	5,280	5,280	5,280
	ファミリー・サポート・センター (病児・病後児利用)		確保の内容③	163	163	163	163	163
	(③+②) - ①		▲752	448	448	448	448	
子育て援助活動支援事業 (ファミサポ就学児)	量の見込み①	人日	4,398	4,356	4,340	4,314	4,236	
	確保の内容②		4,398	4,398	4,398	4,398	4,398	
	②-①		0	42	58	84	162	
妊婦健康診査	量の見込み	人回	45,000	44,000	43,000	42,000	41,000	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	人	3,600	3,500	3,400	3,300	3,200	
養育支援訪問事業	量の見込み	人	660	660	660	660	660	

## (2) 各事業における確保の内容

### ①利用者支援事業

児童又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整などを行います。

(確保内容などについて記載予定)

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量①	か所		1	3	3	3	3
基本型		0	0	0	0	0	
特定型		1	3	3	3	3	
確保方策②		1	3	3	3	3	
②-①		0	0	0	0	0	

※「基本型」：利用者支援事業実施要綱の4(3)の①～④の業務内容全てを実施している施設。

「特定型」：利用者支援事業実施要綱の4(3)の①～④の業務実施を基本としつつ、①についてその一部を実施し、②について必ずしも実施しない施設(＝特定型)。

## ②時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）や認定こども園等において保育を実施する事業です。

（確保内容などについて記載予定）

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量①	人	5,887	5,887	5,887	5,887	5,887
確保方策②		5,602	5,954	6,489	6,827	6,805
②—①		▲285	67	602	940	918
施設数	か所	56	59	65	69	68

## ③放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童について、放課後に児童館等の施設を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に実施している事業です。

（確保内容などについて記載予定）

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量①	人	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650
低学年		2,396	2,396	2,396	2,396	2,396
高学年		1,254	1,254	1,254	1,254	1,254
確保方策②	人	3,013	3,352	3,606	3,874	4,074
②—①		▲637	▲298	▲44	224	424
施設数	か所	47	55	62	72	83

#### ④子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病・出産・出張等の理由により家庭での養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等の実施施設において、短期間児童の養育・保護を行う事業です。

（確保内容などについて記載予定）

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量①	人日	1,113	1,087	1,061	1,030	1,001
確保方策②		1,113	1,113	1,113	1,113	1,113
②-①		0	26	52	83	112
施設数	か所	1	1	1	1	1

#### ⑤地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターやつどいの広場など、子育て親子が身近な場所で気軽に集まり、親子同士の交流や、育児不安についての相談、子育てに関する情報提供、子育て講座等のイベントを実施する事業です。

（確保内容などについて記載予定）

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	人回	52,428	63,641	65,222	66,853	68,537
確保方策	支援拠点	7	8	8	8	8
	その他	27	27	27	27	27
	か所	34	35	35	35	35

### ⑥一時預かり（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

幼稚園において、通常就園時間の前後や長期休業中に、実施される預かり保育事業です。

（確保内容などについて記載予定）

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量①	人日	57,112	56,788	57,627	55,392	53,967
1号認定		57,112	56,788	57,627	55,392	53,967
2号認定		0	0	0	0	0
確保方策②		57,112	56,788	57,627	55,392	53,967
②—①		0	0	0	0	0

### ⑦一時預かり（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外）

幼稚園の在園児以外に実施される預かり保育で、保育所（園）やファミリー・サポート・センターなどにおける預かり保育事業です。

（確保内容などについて記載予定）

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量①	人日	68,220	68,220	68,220	68,220	68,220
一時預かり		40,800	48,000	55,200	62,400	62,400
ファミリー・サポート・センター		5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
トワイライトステイ		2,340	2,340	2,340	2,340	2,340
施設数	か所	4	4	4	4	4
確保方策②	人日	48,340	55,540	62,740	69,940	69,940
②—①		▲19,880	▲12,680	▲5,480	1,720	1,720

### ⑧病児病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児・病後児）

病児・病後児について、保育所（園）や病院等に付設された専用スペースなどで一時的に保育する事業です。

（確保内容などについて記載予定）

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量①	人日	4,995	4,995	4,995	4,995	4,995
病児病後児保育事業		4,080	5,280	5,280	5,280	5,280
ファミリー・サポート・センター		163	163	163	163	163
確保方策②		4,243	5,443	5,443	5,443	5,443
②-①		▲752	448	448	448	448

### ⑨ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

乳幼児や小学生等の児童の保護者を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と、その援助を行う者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

（確保内容などの傾向について記載予定）

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量①	人日	4,398	4,356	4,340	4,314	4,236
確保方策②		4,398	4,398	4,398	4,398	4,398
②-①		0	42	58	84	162

## ⑩妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(確保内容などについて記載予定)

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	人回	45,000	44,000	43,000	42,000	41,000

## ⑪乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(確保内容などについて記載予定)

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	人	3,600	3,500	3,400	3,300	3,200

## ⑫養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(確保内容などについて記載予定)

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	人	660	660	660	660	660

#### 4. 産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保

---

本市においては、保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を図るとともに、計画的に教育・保育施設や地域型保育事業を整備していきます。

特に、0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることから、育児休業期間満了時（原則として、児童が1歳に到達した時）から教育・保育施設等の利用を希望する保護者に対して、希望した時から質の高い保育を利用できるよう環境整備を進めていきます。

#### 5. 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する神奈川県との連携

---

児童虐待防止対策の充実、母子家庭および父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実などについては、神奈川県が実施する施策との連携を図るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて、子育て支援を展開していきます。

#### 6. 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備施策との連携

---

市は、働いている人々を支援するための働き方の見直しを図るため、神奈川県と連携を取りつつ、市の実情に応じた取り組み（労働者、事業主、住民などへ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等）を推進します。

※「6.」と「7.」については、次世代の部分で触れる場合は、削除を含めて要検討

## 基本目標2：地域における子育ての支援

子ども・子育て支援制度は、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足、地域の実情に応じた提供対策などと併せて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

藤沢市は子ども・子育て支援新制度の実施主体として、地域住民の子ども・子育て支援の利用状況並びに利用希望を把握し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施していきます。

また、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続（保幼小連携）の取組を進めていくため、幼稚園教諭・保育士等の研修の充実等による資質・能力の向上、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮し、施設・事業の運営の状況に関する評価の実施、運営改善の取組の促進に必要な支援を実施していきます。

質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供のためには、関係各機関の連携が重要になることから、新制度に係る事務の一元の実施体制の整備、関係部局間の連携、事業者との連携を進めていきます。

### 1. 子育て支援のネットワークづくり

---

子育て支援ニーズが多様化する中で、子育て家庭の不安や負担も少なくなく、子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じた、きめ細かな支援策が求められています。ライフスタイルや価値観が多様化した状況にあっては、公的な取り組みだけでなく、市民の自主的な子育て支援活動が協働し、地域全体として重層的な子育て支援のネットワークを広げていく必要があります。

そのため、本市では子育て支援のネットワークの構築と拡大が重要であるとの認識のもと、市民や関係団体の協力を得るため、子育て支援に関わっている関係機関や団体等が情報提供や収集できる機会をつくり、情報共有を通じて子育て支援に結びつける体制の強化に努めます。

## 2. 子どもの健全育成の推進

---

共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室を推進していきます。

(下記内容を検討し記載)

その際、小学校の余裕教室等を活用し、これらの事業を可能な限り一体的に実施することが望ましい。

このため、放課後児童クラブ及び一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の平成31年度の目標事業量を設定するとともに、これらの事業の一体的な、又は連携した実施方策、教育委員会との連携方策等について検討し記載。

放課後児童クラブの対象児童も放課後子供教室の活動に参加できるようにし、これらの事業の一体的な実施を推進。

放課後児童クラブの実施に当たっては、小学校の活用に加え、希望する幼稚園などの活用の検討、開所時間の延長に係る取組や高齢者等の地域の人材の活用等、効果的・効率的な取組の推進が必要。

## 3. 地域における人材養成

---

子ども・子育て支援新制度のもとで、多様な子育て支援ニーズに対応した子育て支援を充実していくためには、人材の確保が必要であり、育児経験豊かな主婦等を中心とした人材の養成など、地域の人材の効果的な活用が必要です。

そのため、本市での関係者との連携を図るとともに、新たな人材の発掘・養成を行い需要に応える体制の整備に努めます。

## 4. 子育て家庭への経済的支援

---

子育ての不安や負担の中で、経済的な負担は生活の根幹に係るものであり、経済的負担の軽減は重要な施策として考えられます。これまでも児童手当の支給をはじめ、小児医療費助成の対象拡大、保育料の免除・助成の対象拡大、認可外保育施設利用者への助成などに取り組んできました。

今後とも、国・県へ制度の充実を要望しながら、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

## 基本目標3：親子の健康の確保及び増進

母子保健法では、母親は「すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない。」とされており、乳幼児についても「乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。」とされています。家族は子育ての基盤となるものであることから、家族の健康は充実した子育てにとって欠かせない条件の一つであると言えます。

地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要で、母子保健関連施策との連携の確保が必要です。このため、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進することが必要となります。

### 1. 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

---

現在、母子健康手帳交付時に、健康相談、育児相談などの各種の相談事業を行い健康な妊娠・出産期を過ごせるよう支援しています。

産前産後は、母親が肉体的・精神的に大きな負担を強いられます。このため、産後うつ病や病気になるまでには至らなくとも不安を抱えている人は少なくありません。特に、身近に両親や同世代の友人・知人など相談相手がない場合、正しい育児知識・方法を学ぶだけでも、不安解消につながるものです。

このため、妊娠や出産に関する悩みを抱え込むことなく、子どもをもちたいと願う人が安心して産み育てることができるよう、妊娠期からの一貫した保健指導を一層充実し、父親への啓発機会の充実とも併せて、安全な妊娠・出産への支援に取り組みます。また、不妊治療に対する助成を継続し、経済的負担の軽減をはかります。

### 2. 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

---

思春期の子どもたちをめぐっては、心身の著しい成長に伴う悩みや不安に加え、今日のめまぐるしい社会環境変化に翻弄され、心身の不安定や生活習慣の乱れを来すケースも見受けられます。家庭や学校、地域において、生命の尊厳、人への思いやり、男女平等について学べるような思春期保健対策が求められています。

特に、10代の自殺や不健康やせ等の思春期の課題の重要性を認識した保健対策の充実が必要で、10代の自殺死亡率の減少のため、幅広い関係者が児童生徒の問題行動の未然防止や、自殺の兆候の早期発見等に取り組むことや、児童生徒の心のケアのための相談体制の充実が必要です。

妊娠期前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得られることや、思春期の子どもへの身体的・心理的状況の理解と行動の受け止めができる地域づくりを進め、学校保健等と連携し、思春期の心とからだの健康づくりや性教育、禁煙教育、薬物乱用防止教育を進めていきます。

### 3. 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

---

核家族化やライフスタイルの多様化により、家庭での子育て力は近隣の支援を必要としている状況にあり、地域全体で子育てを支えていくことが、子どもの健やかな成長には重要だと思われまます。

市による子育て支援策の充実に加え、地域・学校・企業等のネットワークを作ることで、地域等が親子を見守り支える機運醸成が必要となります。

母子保健関係者は、日常の活動を通じて、関係機関の連携の有機化と地域ネットワークの構築・成熟を図っていきます。

### 4. 食育の推進

---

市民の生涯にわたる適切な食習慣の確立をめざして「藤沢市食育推進計画～生涯健康！ふじさわ食育プラン」を策定し、生涯の各時期に応じた体系的な事業に取り組んでいます。

保護者や子どもが主体的に望ましい食習慣を確立できるよう、家庭での食育の啓発や、乳児期・保育期・学童期・思春期と、発達に応じた食に関する学習の機会や情報提供・体験学習を行うとともに、子どもも参加できる事業に取り組みます。また、子育て相談の中には、食育に関することもあり、栄養士、保健師、歯科衛生士との連携を図っていきます。

## 5. 小児医療の充実

---

すべての子どもたちが安心して適切な医療サービスを受けることができるよう、関係機関、医師会などと連携し、小児医療や休日・夜間診療体制の充実をめざします。

また、保護者の経済的負担の軽減と子どもたちの保健福祉の向上を目的に、小児医療費助成事業の対象年齢の拡大を進めるとともに、育成医療や小児慢性特定疾患などに関する手続きを円滑に行い、子どもが必要とする適切な医療が受けられるよう取り組みます。

## 基本目標4：豊かな心を育む教育環境の推進

本市では、地域社会全体で子どもを見守り育てる仕組みづくりをめざし、地域と各種教育機関の連携強化や藤沢ならではの豊かな自然環境を生かした教育などに取り組み、子どもの自立性や社会性を育む機会を充実してきました。

今後とも、子どもたちの発達段階に応じて、個性や「生きる力」を伸ばせるよう、特色ある学校教育の推進や安心安全な教育環境づくりに取り組むとともに、社会性を育む交流機会や活動機会の提供に努めていく必要があります。

また、「次代の親」の育成の観点からは、中・高校生を対象に乳幼児との交流事業を進め、子どもたちが子育ての楽しさや家庭を築くことの意義を学ぶ機会の提供に努めてきましたが、今後は広く若者に対象を広げながら様々な啓発機会、体験機会の提供に取り組む必要があります。同時に、子どもたちの健全な育成を家庭や地域全体で見守り、ささえていくことが重要であることから、家庭や地域社会の子育て力の向上に一層取り組む必要があります。

### 1. 次代の親の育成

---

子どもたちが、次代の親としての自覚と正しい知識をもち、望ましい家庭を築いていくことができるよう、それぞれ発達段階に応じた啓発機会を充実していくことが重要です。

このため、子どもたちが命や家庭の大切さを考え、仕事や家庭で果たすべき社会的責任、男女共同参画の重要性などについて知識や自覚が高められるよう、幼稚園や保育所での交流事業や学校教育など多くの機会をとらえた啓発事業の一層の推進に取り組めます。

### 2. 青少年の健全育成の推進

---

子どもたちが地域の一員として心身ともに健康で、主体的に社会参加できるよう、行政や関係団体、地域が連携し、健全育成のための環境づくりに引き続き取り組むとともに、地域活動への子どもの意見反映や参加の機会を充実していきます。また、こども館事業を充実し、子どもたちの遊びと創造の場を提供していきます。

### 3. 有害環境対策の推進

---

スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題になっており、「青少年インターネット環境整備法」等に基づき、地域住民や関係機関・団体との連携協力の強化による、青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発の推進が必要とされています。

学校教育をはじめ多くの機会をとらえて、有害サイトのみならず喫煙や飲酒、薬物乱用などを防止するための教育機会や啓発事業を推進します。

また、関係団体や地域住民などによる連携強化や関係業界の自主的な取り組みを促進し、性や暴力などに関する図書や情報など青少年に悪影響を与える有害環境の解消に取り組みます。

### 4. 健全育成のための相談指導体制の充実

---

子どもたちが抱える心身上の悩みや学校生活にかかわる悩みを気軽に相談でき、問題を早期に発見し迅速かつ的確に対応できるよう、スクールカウンセラーの配置を行うなど、相談体制の充実に取り組んできました。

今後ともスクールカウンセラーの全校配置や学校教育相談センターなど、相談指導体制を充実し、不登校児の復帰支援を含め、一人ひとりの状況に応じた支援の充実を進めます。

また、特別な教育的支援を必要とする子どもが、地域の中で適切な教育を受けられるよう、特別支援教育協議会を中心に、特別支援教育の充実に取り組みます。

### 5. 地域社会全体での教育力向上

---

子どもたちの健やかな成長を支援していくため、学校・家庭・地域による相互連携をさらに強化していくことが求められています。共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室を着実に推進していきます。

公民館事業を通じた伝承活動や地域での異年齢間交流などの機会を充実するほか、市内 19 中学校区を基本に組織された学校・家庭・地域の三者連携組

織の運営などを通じ、地域社会全体としての教育力の向上をめざします。

また、子どもたちの健全育成に取り組む団体や、スポーツを通じた育成活動への支援を引き続き行います。

## 6. 幼児教育の充実

---

本市の場合、市内に幼稚園が35園あり、各施設で特色ある幼児教育が実施されています。

このため、それぞれ特色ある幼児教育が行われるよう、保護者の親としての自覚を高めるための交流機会の充実とともに、幼稚園の主体的な取り組みや関係団体活動への支援を進め、幼児教育の充実をめざします。

## 基本目標5：安全・安心なまちづくりの推進

子どもや子育て家庭が地域の中で安心して暮らすためには、安全安心な生活環境が確保されていることが必要です。

安全パトロールの実施を支援するとともに、PTAや地域の自治会、民生委員児童委員などと協働して、安全が確保されるまちづくりに向けての取り組みを強化していきます。

子どもが巻き込まれる犯罪や交通事故をなくすためには、関係機関や地域住民との連携をさらに密にし、子どもの安全を地域全体で見守る仕組みに一層取り組むことが望まれます。

### 1. 防犯活動の推進

---

子どもが犯罪に巻き込まれることがないように、今後とも防犯意識の高揚や防犯灯などの整備を進めるとともに、防犯協会をはじめ、市民によるパトロール活動などの自主的な防犯活動を育成支援しながら、関係機関との密接な連携のもとに地域全体での防犯体制の強化を推進します。

## 基本目標6：仕事と家庭との両立の推進

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使を始め国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

このため、地域の実情に応じ、自らの創意工夫の下に、神奈川県、地域の企業、労働者団体、神奈川労働局、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めることが必要となります。

保育及び放課後児童健全育成事業の充実、子育て援助活動支援事業の設置促進等の多様な働き方に対応した子育て支援を展開していきます。

### 1. 多様な働き方への支援

---

男女共同参画社会の推進や、両親による子育ての大切さがうたわれていますが、「男は仕事、女は家庭」「子育ては母親の仕事」という意識がまだまだ根づいています。核家族化や価値観の多様化等により、多様な働き方が生まれている現在、家族ぐるみ・地域ぐるみ・企業ぐるみで、仕事と子育てのあり方について、真剣に取り組んでいかなければなりません。

仕事という面では、とりわけ企業の理解と協力が必要です。また、「男女が共に責任を持つ」という男女共同参画社会をより一層推進するために様々な取り組みが必要です。

### 2. 両立のための体制整備

---

出産・育児のために仕事を中断した場合でも、同じ企業に再雇用できる環境を整えることが必要です。これについては、企業に対する啓発など、より一層の協力をはたらきかけます。仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業に対する認定制度・認定マーク（くるみん）や新たに創設された特例認定制度・特例認定マーク（プラチナくるみん（仮称））の活用等の啓発を積極的に行っていきます。

また、保育サービスなどの子育て支援サービスを充実させ、仕事と生活の両立のための体制を整備していきます。

## 基本目標7：援助が必要な児童への取り組みの推進

すべての子どもの最善の利益の実現を支援していく観点から、援助が必要な児童への取り組みが重要な課題の一つとなっています。

児童虐待の多くが育児不安や負担感の増加に起因し、中には虐待が意識されず日常化しているケースも少なくなく、こうした問題が潜在化していると言われています。このため、保護者の子育て不安や負担感の軽減・解消をはかり、児童虐待を未然に防止できるよう、相談指導体制の充実に取り組むとともに、関係機関・関連施設や市民との連携を密にし、問題の早期発見体制の充実や問題への迅速かつ的確な対応をはかっていく必要があります。

一方、思春期の子どもにとっては、心身上の様々な悩みを抱えたり、いじめの問題や生活習慣の乱れなどの不安定な状況に陥りやすく、問題の早期発見に努め、また、こうした子どもたちが身近で相談を受けられるよう、関係機関・団体との連携を強化し、指導相談体制を一層充実していくことが求められています。

また、ひとり親世帯は増加傾向にあり、近年、父子家庭の増加傾向が見受けられます。こうしたひとり親家庭の支援ニーズは、経済的自立の支援から日常的な子育て支援に至るまで多岐にわたっており、国・県の施策と連携しながら、引き続き、世帯の状況に応じたきめ細かなニーズの発掘と適切な支援策が必要です。

さらに、障がいなどによって支援を必要とする子どもたちが、地域において伸びやかに育まれ、また、地域社会の一員として積極的に社会参加する機会を確保することができるよう、障がい者自立支援法の抜本的な見直しの方角を見極めるとともに、広く地域の理解を深めながら、成長段階に応じ、療育から地域での自立生活支援に至るまでの一貫した支援策を推進していく必要があります。同時に、その家族の精神的、身体的、経済的負担の大きさを考慮した支援策が求められます。

### 1. 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の予防や問題の早期発見、事後の適切かつ迅速な対応をはかることができるよう、引き続き児童虐待防止ネットワークの活用や子育て総合相談の充実のほか、養育支援訪問事業として、保健師などによる専門的指導や育児・家事支援が必要な家庭への支援を行います。

乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けていない家庭等の居住実態

が把握できない家庭については、市内の子どもに関わる関係部署等と連携して当該家庭の実態の把握に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有し、対応を検討していきます。

また、児童相談所や警察など関係機関との連携を強化し、問題への早期での的確な対応をはかります。

## 2. ひとり親家庭等の自立支援の推進

---

ひとり親家庭の自立にとって、子育てと就業の両立は必要不可欠であり、引き続き、母子自立支援員などによる情報提供や相談の充実のほか、関係機関との連携を密にし、自立支援プログラムの導入により、経済的自立に向けた支援を行います。

就業支援の実施にあたっては、就業支援専門員の配置とワンストップでの支援の提供を検討していきます。

また、ひとり親家庭の状況に応じた日常生活支援を行う事業を進めるとともに、一般世帯に比べ、低い所得水準となっているひとり親家庭などを支援するため、経済的支援や就労支援を進め、自立と生活の安定を促します。

## 3. 障がいをもつ子どもを支援する施策の充実

---

近年、学習障がい（LD）や注意欠陥・多動性障がい（ADHD）などの「発達障がい」が注目され、相談件数も増加傾向にあることから、「発達障がい者支援法」などの法制度の整備に呼应し、こども発達支援ネットワーク事業として特別な支援を要する子どもへの一貫した相談体制を整備するなどの取り組みを進めてきました。

今後とも、障がい児やその家族の状況に応じて必要なサービス提供が受けられ、子どもが地域の一員として「最善の利益」を実現できるよう、関係機関や関連施設などと連携しながら障がい児施策の体系的な推進に取り組みます。

特に、子どもの発育・発達に不安や問題を抱える保護者が気軽に相談でき、必要な支援サービスを受けられることができるよう、こども発達相談や障がい児保育の充実に取り組みるとともに、特別支援教育協議会を中心に特別支援教育の充実に取り組みます。

また、障がい児をもつ家族の精神的、肉体的な負担の大きさを考慮し、家族支援のためのサービスの充実をはかります。

## 第5章 子ども・若者支援の基本的な考え方

### 1. 青少年育成の基本方針

昭和30年代以降、経済的豊かさと生活の便利さの進展など子どもたちが成長していく環境条件が変化していく中で、平成元年版「青少年白書」は、青少年の犯罪行為や不良行為に加えて、はじめていじめや登校拒否等の問題を取り上げています。平成14年にはニートと呼ばれる若者が64万人、平成15年にはフリーターが過去最高の217万人を数えるなど、若者の社会的・経済的自立をめぐる問題が大きく取り上げられるとともに、ひきこもりの問題についても広く認識されるようになりました。

子ども・若者を取り巻く状況や抱える課題に対して、従来の個別分野での縦割りの対応では限界があることから、平成22年4月新たに「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。また7月には同法に基づき、「青少年育成施策大綱」に代わる「子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者ビジョン）」が制定されました。

これまで国の青少年対策は、児童からおおむね30歳未満を対象としていましたが、新しい法律とビジョンでは概ね30歳代までを対象とし、名称も「子ども・若者」としました。その内容は、これまでの健全育成と非行防止も含めて、子ども・若者一人一人の自立を促進するための総合的な育成支援を目指すものとなっています。そのために必要な施策として、就労支援および社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援が加わりました。また、「子ども・若者育成支援推進法」では、育成支援施策を推進するための枠組み作りとして「子ども・若者計画」の作成、および困難を有する子ども・若者を地域において支援するために「子ども・若者支援地域協議会」の設置を地方公共団体の努力義務と定めています。

子ども・若者支援は、現行の「青少年育成の基本方針」を継承しつつ、就労支援と社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援を加え、総合的な育成支援を図ることを目的としたものです。

これまで、「子ども・若者計画 2014」を「次世代育成支援行動計画」の計画期間満了までの暫定的な計画としていましたが、本計画で子育てから子ども・若者の育成支援までを一貫して行う計画とし、すべての若者を自立へとつなぐことができる基本計画として策定します。

## 2. 子ども・若者支援の重点的な取り組み

---

子ども・若者支援は、すべての子ども・若者を対象としていますが、中でも特に、ニート・ひきこもり等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者への自立支援、および、すべての子ども・若者の社会参加をさらに進めるため、重点的に取り組む項目を次のとおり定めます。

### めざす方向性

→子どもの社会性を育み、若者の自立を支援する

#### ■困難を有する若者の自立を支援します

- (1) 義務教育修了後の困難を有する若者を対象としたサポート相談事業を実施します。
- (2) サポート相談を中心とした支援のネットワークを整備します。

#### ■子ども・若者の社会参加をすすめます

- (1) 青少年健全育成事業において社会性を育む取組を推進します。
- (2) 子ども・若者の現状と社会参加の必要性を広く市民へPRします。

#### ■子育てから子ども・若者の育成支援まで一貫した取組を目指します

- (1) 一貫して取り組むための計画と体制を整備します。

### 3. 子ども・若者支援の基本方針

---

#### ◎将来像◎

「未来を担う子ども・若者を育成支援するまち」

#### ◎基本方針◎

子ども・若者ビジョンの3つの基本方針に沿って子ども・若者の育成支援を推進します。

- ◆すべての子ども・若者の健やかな成長を支援します
- ◆困難を有する子ども・若者やその家族を支援します
- ◆社会全体で支えるための環境整備をすすめます

#### ◎基本目標◎

##### 1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援します

- (1) 青少年の自立と社会参加への支援
- (2) コミュニティ意識の形成と青少年の活動支援
- (3) 青少年のボランティア活動への支援
- (4) 青少年の異世代交流・多文化共生への支援
- (5) 思春期保健対策の強化と健康教育の推進
- (6) 若者の職業的自立、就労等支援

##### 2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援します

- (1) ニート、ひきこもり、不登校等の子ども・若者への支援
- (2) 障がいのある子どもとその家庭への支援
- (3) 非行防止活動と青少年相談体制への支援
- (4) 児童虐待防止対策の推進
- (5) ひとり親家庭等の自立支援

##### 3 社会全体で支えるための環境整備をすすめます

- (1) 多様な主体による取組の推進と地域における多様な担い手の育成
- (2) 健全な社会環境づくり
- (3) すべての人による青少年育成と仕組みづくり

## 4. 子ども・若者支援の取り組みの方向性

---

### (1) 義務教育修了後の若者を対象としたネットワーク機能を備えたサポート相談窓口の設置

社会生活を円滑に営むことが難しいニート・ひきこもり等の若者が分野を問わず気軽に相談でき、ひとりひとりが自立に向かって一歩踏み出せるように最適な支援方法をガイドする機能を持った相談窓口の設置を目指します。

相談窓口は、相談業務とともに居場所となる機能や、社会参加活動や就労体験等の事業にも取り組むことから、若者支援のノウハウを持っているNPO等へ委託して運営することを想定します。

### (2) サポート相談窓口を中心としたネットワークの整備

自立へとつなげる支援を行うためには、福祉、保健、教育、更生保護、雇用等の関係する機関・団体等で構成するネットワークが不可欠です。相談窓口を中心としたネットワークの整備と調整機能は行政が担います。

ネットワークとしては、関係機関・団体等の実務者レベルのケース会議や困難を有する子ども・若者の支援状況を把握し必要な方策を検討する代表者レベルの会議（子ども・若者支援地域協議会等）が想定されます。

乳幼児期から義務教育期においては、課題を抱えた子どもをなるべく早く、確実に支援へつなぐことが将来の自立にとって有効であり、こども健康課・こども青少年相談課・学校教育相談センターの役割は大きく、さらに充実させる必要があります。

また、学校教育相談センターから高校等へ支援を引き継ぐ方法については、同様の課題を抱える近隣市や県域における会議での検討を要します。

### (3) 子どもの社会性を育む視点

困難な状況にならないように、すべての若者が社会参加や就労などの自立へ向かえるように、子ども達の社会性を育むことの重要性を、子どもにかかわる大人はもとより社会全体で再認識する必要があります。家庭・学校・地域・企業・行政は、困難な状況を理解するとともに、子どもの自己表現能力や人間関係を築く力などを育む視点を持って、子どもや若者を育成支援していくことを目指します。

#### (4) 子育てから子ども・若者の育成まで一貫した育成支援

家庭や地域の教育力の低下、急激な情報化と消費化社会の進展、グローバル化に伴うさらなる雇用状況の厳しさ等、子ども・若者を取り巻く環境が悪化し、ニートやひきこもり等の抱える問題が深刻化している状況の中で、すべての子ども・若者が希望を持って社会へ参加・自立していくことができるように、乳幼児期から青年期まで一貫して社会全体で育成支援できる環境整備を進めます。

### 5. 家庭・地域・行政の役割

---

子育てから子ども・若者の支援は行政だけではなく、住民一人ひとり、地域で活動する諸団体や事業者が連携し、地域で互いに助け合い、支え合って推進していくことが重要です。

相互に助け合うことができる体制を整備するためには、住民、地域、行政がそれぞれ地域の中で期待されている役割を果たし、相互の取り組みがつながるネットワークやともに助け合う気持ちを持った地域コミュニティの確立が不可欠です。

そこで、本計画の推進にあたっては、子ども・若者支援の推進のために住民、地域、行政に期待される役割を明確にして、それぞれの取り組みがつながることで、青少年育成の向上を目指します。

## 第6章 子ども・若者支援施策の展開

### 基本方針1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援します

#### 基本目標（1） 青少年の自立と社会参加への支援

##### 1 青少年の自立の基礎を培う家庭の重要性

他者への信頼感や、自己への肯定感の形成に必要な親子の愛情を基礎に、居場所や共同生活の場として家庭をとらえ直します。併せて、親子・家族関係の再生、基本的な生活習慣の確立、食育の推進、家族と地域との結び付きなどを通して青少年の育成を支援します。

##### 2 多様な人との交流と多種多様な体験機会の充実

自然体験を含む、豊かで多様な直接経験や趣味・スポーツなどの仲間づくりを通しての社会性の形成、規範意識の醸成など、多様な人との交流や多種多様な体験機会の充実を通して、青少年の自立への支援をします。

##### 3 青少年が自ら学び自己決定と共同決定ができる力を育てる

チャレンジする意欲、未来を切り開く力、生きる力の形成を図るとともに、基礎的な知識・技能の習得などの学力の向上を図り、実際に活用できる実力を育て、青少年が自ら学び自己決定できる力の育成と、思いやりに基づく共同決定ができる力を育てるための支援をします。

##### 4 青少年の社会参加・社会参画を促進する

藤沢市のまちづくりにおいて青少年が参加・発信・協働する場をできる限り用意するなど、青少年が自己決定・自己責任と共同決定の感覚や公平・公正な精神を養うための社会参加・参画を促進します。

##### 5 コミュニケーション能力の育成

相手を思いやる力や、自分と異なる意見を持つ者との意思の疎通能力を高めるなど、コミュニケーション能力の向上を図るため、自己を主張し、またコントロールする力を養成する機会の充実を図るとともに、コミュニケーションの基本であるあいさつする心を養っていきます。

## 6 情報リテラシー(情報活用能力)の向上

インターネットや携帯電話等の情報取得手段の活用を通じて、主体的に情報を取捨選択できる情報活用能力向上を図ります。また中傷行為や個人情報の流出、誤った情報の氾濫(はんらん)、情報操作、インターネットを使った犯罪など、高度情報化社会の負の部分への意識を高め、モラルの向上を図っていきます。

### 基本目標(2) コミュニティ意識の形成と青少年の活動支援

#### 1 子育て文化の伝承

核家族化の進行によって、多くの家庭が高齢者から子育てを学ぶ機会が少なくなってきた現在の、地域とのかかわりの中での子育てを見直すとともに、子育て文化の伝承を支援していきます。

#### 2 コミュニティ意識の形成

地域における人間関係の希薄化などコミュニティ意識の低下の中で、藤沢のまちを愛する心と地域と積極的にかかわる心をはぐくむなど、コミュニティ意識の形成を進めます。

#### 3 青少年との協働による地域の行事・イベント等の企画と実行

地域を担う若き人材としてその知力とパワーを積極的に活用し、青少年とともに地域の行事やイベント等を企画・実行して、青少年の地域への参加・参画を支援していきます。

#### 4 地域における青少年の活動の場の充実

地域における青少年活動の場の提供として開かれた学校づくり、開かれた地域施設づくりなどを行い、地域における青少年活動の場づくりを推進していきます。

## 基本目標（3） 青少年のボランティア活動への支援

### 1 多様な人とかかわるボランティア活動の推進

青少年の社会参加や自分探しとしての活動として、乳幼児・高齢者・障がい者・外国人等多様な人とかかわるボランティア活動に対する支援をするとともに、こうした活動に対する家庭の理解を深めていきます。

### 2 ボランティア活動の環境づくりの推進

青少年が多様な人とかかわるボランティア活動を支援するために、公民館・公共施設等における中学・高校・大学生の活用等、青少年が参加できるボランティア活動の環境づくりを推進します。

## 基本目標（4） 青少年の異世代交流・多文化共生への支援

### 1 異世代との交流

青少年に広い視野と豊かな体験による成長をもたらす乳幼児・高齢者等多様な人との交流と体験機会の充実を進めます。

### 2 多文化共生

国際化の進展の中で、多様な文化を持ったさまざまな国の人たちと、共に生きていく意識を育てるとともに、語学教育の推進や多様な文化と自国文化への理解を深めるなど多文化共生への支援をします。

## 基本目標（5） 思春期保健対策の強化と健康教育の推進

### 1 思春期の健康と性の問題への取組の推進

思春期の子どもたちへの性に関する正しい知識の普及や相談体制の充実をはじめ、その保護者も対象に加えた保健指導の充実を図るとともに、赤ちゃんや小さな子どもとふれあう場の提供など、次代の親づくりの観点に立った効果的な事業に取り組みます。

## **基本目標（6） 若者の職業的自立、就労等支援**

### **1 キャリア教育の推進と就労への支援**

青少年が早くから職業意識を持てるように、生産活動経験の場や、多様な職業体験の場の提供などキャリア教育の推進・職業能力開発・就業支援の充実を図ります。

## **基本方針2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援します**

## **基本目標（1） ニート、ひきこもり、不登校等の子ども・若者への支援**

### **1 サポート相談体制の整備と自立支援のための取組**

障がい福祉等の法的な支援を受けることが難しいニート・ひきこもり等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者が分野を問わず気軽に相談でき、自立に向かって一歩踏み出すための最適な支援方法をガイドできる体制を整備するとともに、自立のための社会参加活動や就労体験等の充実を図ります。

### **2 支援ネットワークの整備**

福祉、保健、教育、雇用、更生保護など様々な機関・団体等によって形成するネットワークを整備し、社会生活を円滑に営むことが難しいニート・ひきこもり等の子ども・若者の支援に取り組みます。

## **基本目標（2） 障がいのある子どもとその家庭への支援**

### **1 障がい児や発達に支援が必要な子どもとその家庭への支援**

障がいのある子どもたちが地域の一員として心豊かに地域生活を送ることができるよう、地域の理解と協力を求めながら「障がい者計画」などに基づく施策の総合的な推進に取り組みます。

## 基本目標（3） 非行防止活動と青少年相談体制への支援

### 1 青少年の非行防止活動の推進

青少年自身や家庭・地域・学校・関係機関・関係団体・企業等と連携し、街頭指導やキャンペーン活動をはじめとする青少年の非行防止や非行を繰り返させないための活動の充実を図るとともに、大人と青少年の規範意識とともに高めながら活動を進めます。

### 2 相談体制の充実と関係機関との連携

虐待・いじめ・不登校・ひきこもりなど青少年が抱えるさまざまな悩みについて、青少年自身や保護者等から電話や面接、その他の方法によって相談を受け、援助支援をしていくとともに、地域における声かけや見守りの活動の推進、関係機関・関係団体等との連携を進めます。

## 基本目標（4） 児童虐待防止対策の推進

### 1 要保護・要支援児童への支援と児童虐待防止対策の充実

児童虐待の増加が社会問題化していることをふまえ、藤沢市子育てネットワークを通じて関係機関や地域との連携を強化し、虐待の予防からアフターケアまでの切れ目のない子育て支援体制づくりに取り組みます。

## 基本目標（5） ひとり親家庭等の自立支援

### 1 ひとり親家庭等への相談支援体制等の充実

ひとり親家庭などの自立促進のため、今後の国の動向にも留意し、経済的支援体制や就業支援制度の充実を国・県に要請しながら、引き続きひとり親家庭などへの総合的、計画的な支援に取り組みます。

## 基本目標（１）多様な主体による取組の推進と地域における多様な担い手の育成

### 1 民間団体等との協働による取組の推進

ニート・ひきこもり等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者をサポートするための相談をはじめ、社会参加活動や就労体験事業など、多様な主体とともに自立に向けた支援に取り組みます。

### 2 青少年活動を支援する人材の育成

充実した青少年の活動を支援するための人材の育成を進めるとともに、青少年にかかわる組織・団体の支援をしていきます。

## 基本目標（２）健全な社会環境づくり

### 1 青少年を取り巻く有害環境への取り組み

青少年自身や家庭・地域・学校・関係機関・関係団体・企業等の理解と協力の下に、携帯電話・インターネット等による有害情報、人間関係のトラブル、犯罪などに巻き込まれる危険性や薬物など、青少年の健全育成を阻害する要因への取り組みを進めるとともに、青少年への啓発活動をしていきます。

### 2 青少年を犯罪から守る防犯体制の整備

青少年を犯罪の被害から守るまちづくりを進めるとともに、青少年が被害者とならないための意識啓発や、家庭・地域・学校・関係機関・関係団体・企業等との連携と防犯意識の向上を図ります。

## 基本目標（3） すべての人による青少年育成と仕組みづくり

### 1 青少年育成への連携の取り組み

青少年と大人が共生する社会の下、青少年自身をはじめ、家庭・地域・学校・関係機関・企業・行政等すべての組織と個人が、その役割と責任を自覚し連携して、健全育成への取り組みを推進します。

### 2 青少年の意見反映の仕組みづくり

青少年育成にかかわる情報の公開を行い、青少年とともに健全育成を進めるため、青少年自身の意見を積極的に聞き、反映させる機会を充実させていきます。

### 3 社会参加・社会参画を進めるための情報提供システムの充実

青少年が積極的に社会参加や社会参画できるように、青少年にも分かりやすい活動情報などの提供と情報提供システムの充実を図っていきます。

### 4 活動拠点等の整備

青少年が活動するための既存施設の活用を推進するとともに、青少年のための新たな施設の整備など、青少年の活動拠点や居場所の整備を図っていきます。

### 5 調査と計画立案

青少年育成の企画・立案・実施に必要な調査と情報収集を行うとともに、基本方針など青少年育成の長期的な計画を作成します。

### 6 総合調整

青少年の健全育成、非行防止に掛かる総合的な調整を図るため、藤沢市青少年問題協議会や藤沢市青少年対策本部などの充実を進めていきます。

## 第7章 計画の推進体制

### 1. 計画の周知

---

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの市民の理解・協力が重要であることから、市が活用している様々な媒体を活用して、広く市民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援の新制度について分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

### 2 関係機関等との連携・協働

---

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

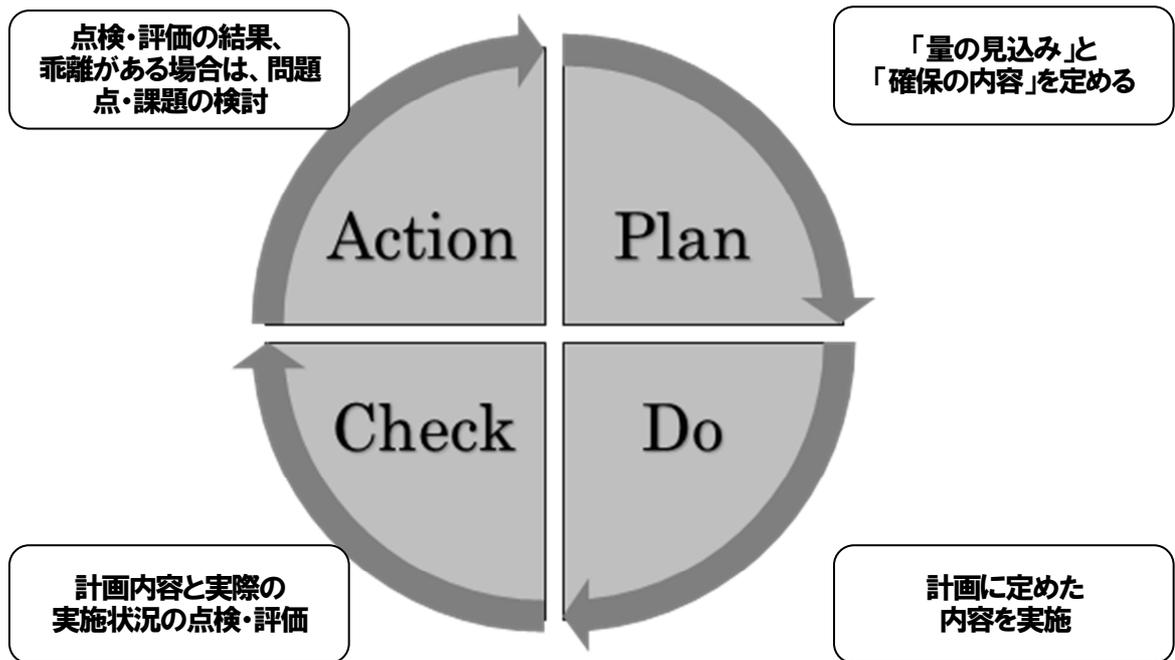
また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。市は、これらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

### 3 計画の実施状況の点検・評価

---

国の基本方針では、子ども・子育て会議においては、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、必要に応じて改善を促すこと、とされています。また、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要であると指摘されています。

市では、利用者の評価を得るために、市民の満足度調査を実施し、この結果を公表するとともに、これに基づいて必要な措置を講じていきます。



本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

具体的には、以下の図の様にPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には問題点や課題の検討を行っていきます。

また、大きな修正・変更が必要と認められた場合には、計画の中間年を目安として計画の改善点の指摘を行っていきます。

## 4 推進体制

---

### (1) 子ども・子育て会議

藤沢市市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条に基づき条例により設置した藤沢市長の附属機関として、計画の進捗状況を点検・評価していきます。

その委員は、学識経験者や関係機関・団体の代表者及び公募による委員から構成されています。

### (2) 藤沢市青少年問題協議会

市議会議員、関係行政機関、市民委員、各青少年関係団体等で構成され、青少年の総合的施策の樹立につき必要な重要事項の調査審議等を行う藤沢市青少年問題協議会を中心に、関係機関・団体等との連絡調整を図り、この計画の効果的な推進を図ります。

# 資料編



## 2. 子ども・子育て会議

### (1) 設置要綱

#### 子ども・子育て会議設置要綱

##### (設置)

第1条 子ども・子育て支援に係る効果的かつ効率的な施策を実施するに当たり、子ども・子育て関係者から広く意見を聴取するため、子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

##### (所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

##### (組織)

第3条 会議は、委員●●人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者のうちから●●が委嘱し、又は任命する。

##### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

##### (会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (議事)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

##### (関係者の出席)

第7条 会議は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

##### (庶務)

第8条 会議の庶務は、●●課において処理する。

##### (会議の運営)

第9条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

##### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

No	氏名	区分	所属	役職等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
○ 8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
◎ 17				
18				
19				

(順不同・敬称略)

◎ : 委員長、○ : 副委員長



藤沢市  
子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

---

発行

藤沢市



電話 0000-00-0000 (代表)